

第2次坂戸市 スポーツ推進計画



坂戸市教育委員会

令和6年3月

目次

第1章 計画策定の概要

1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 SDGsとの関連.....	3
5 スポーツの定義・意義.....	4

第2章 坂戸市におけるスポーツの現状

1 大会等実施状況	5
2 施設の状況	15

第3章 市民アンケート調査結果の概要

1 調査概要	17
2 一般市民調査結果.....	17
3 中学生調査結果	26
4 体育協会調査結果.....	28
5 レクリエーションスポーツ協会調査結果.....	33
6 障害者団体連絡会調査結果.....	35

第4章 スポーツ推進に向けたこれまでの取組

1 スポーツ活動の推進.....	37
2 子どもの体育・スポーツの推進.....	40
3 スポーツ環境の整備と充実.....	42

第5章 計画策定に向けた課題

1 時代潮流を踏まえた課題.....	45
2 本市のスポーツを取り巻く現況を踏まえた課題.....	46

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	47
2 全体目標	47
3 基本目標	48
4 成果指標	49
5 施策の体系	50

第7章 スポーツ推進に向けての取組

1 市民のスポーツ活動の推進.....	51
2 多様なスポーツ機会の創出.....	56
3 スポーツを通じた地域活力の創出.....	60

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制	63
2 関係諸団体との連携.....	63
3 保健・医療・福祉との連携.....	64

資料編

- 1 スポーツ基本法（抜粋） 65
- 2 坂戸市スポーツ推進審議会条例（本文） 67
- 3 坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議設置規程..... 70

第1章 計画策定の概要

第1章 計画策定の概要

1 計画の趣旨

スポーツは、生涯を通して心身の発達をもたらし、健康増進や豊かな人間性を育みます。また、人と人との交流の促進にもつながることから、ある種のコミュニケーションにもなりえます。

近年、日本では、令和3年に東京2020オリンピックが開催され、令和5年に開催されたワールド・ベースボール・クラシックでは優勝を果たす等、日本のスポーツは目覚ましい活躍を遂げています。

国においては、平成23年6月に「スポーツ基本法」が制定され、また、令和4年3月には「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。「第3期スポーツ基本計画」では、3つの視点から施策の展開を目指すとされています。第1に「スポーツを『つくる／はぐくむ』」視点では、一人でも多くの人がスポーツを楽しめるように、環境や状況に合わせて、スポーツに触れるきっかけの創出を目指すとしています。また、第2に『あつまり』、スポーツを『ともに』行い、『つながり』を感じる」視点では、スポーツを通じた交流や協力の促進を図るとしています。さらに、第3に「スポーツに『誰もがアクセスできる』」視点として、性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかかわらず、誰もが主役となってスポーツに取り組むために環境の整備を行うとしています。

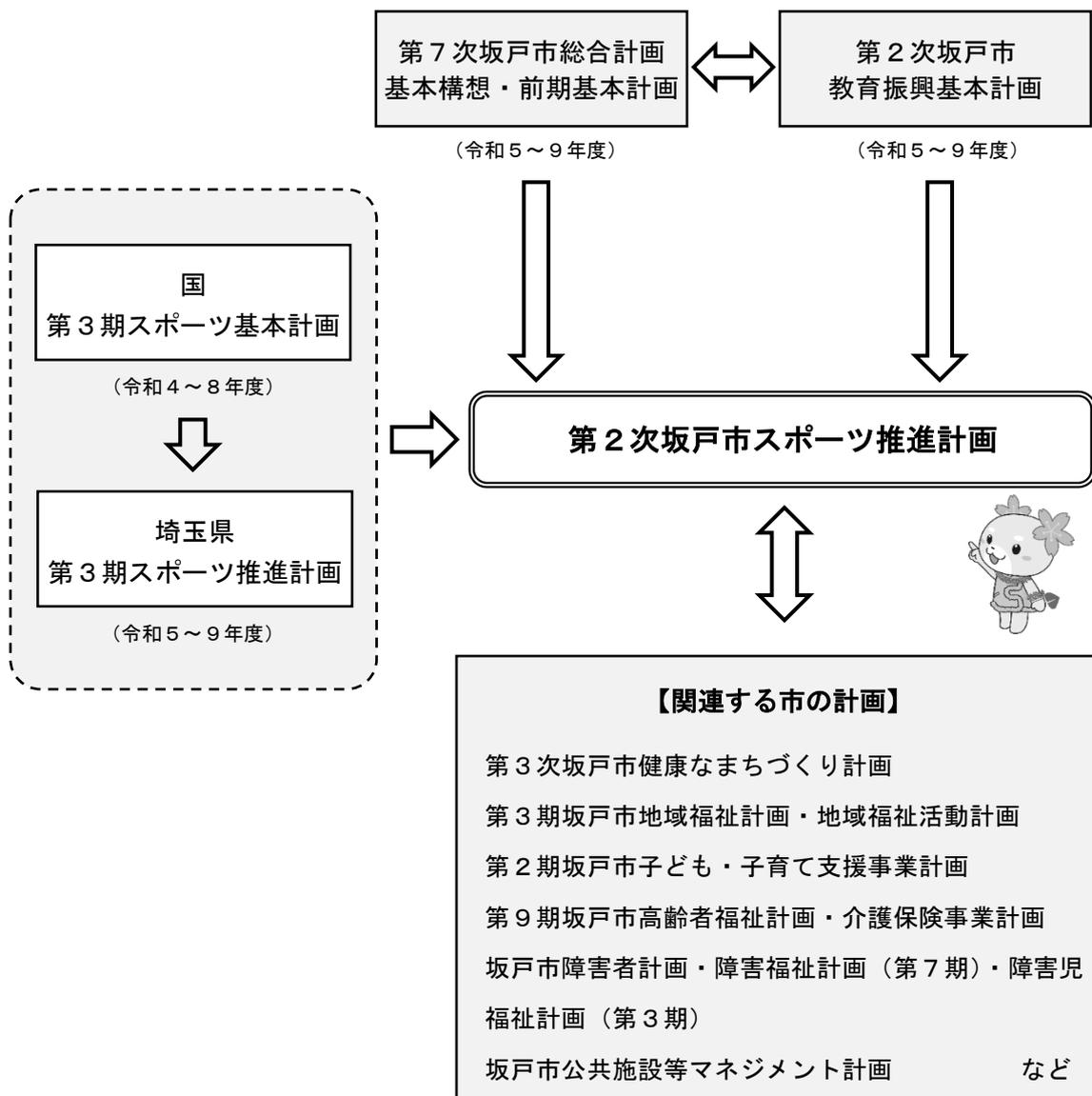
また、埼玉県においても、令和5年3月に「第3期埼玉県スポーツ推進計画」を策定し、4つの目標を掲げています。基本目標1の「すべての県民にスポーツを」では、スポーツ実施率の低い女性や働く世代・子育て世代、また高齢者に向けたスポーツの充実、パラスポーツの機会創出を行うこととしており、基本目標2の「多彩なスポーツの機会創出」では、スポーツを支える体制の強化を行うこととしています。さらに、基本目標3の「県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出」では、プロスポーツを意識した競技力の向上や安全なスポーツの実施に努めることが掲げられており、基本目標4の「社会におけるスポーツの力の発揮」では、スポーツを通して共生社会の実現と地域の活性化を進めることとされています。

本市では、これまで坂戸市スポーツ推進計画（平成26年度～令和5年度）（以下、「前回計画」という。）において、「みんながスポーツに親しむまち、さかど」を基本理念に掲げ、スポーツ活動の推進や子どもの体育・スポーツの推進、スポーツ環境の整備・充実に努めてきました。

前回計画の取組成果や課題を踏まえるとともに、スポーツを取り巻く時代潮流やスポーツに対する市民ニーズを把握したうえで、本市の更なるスポーツの振興を図ることを目的として第2次坂戸市スポーツ推進計画（令和6年度～令和15年度）（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、「第7次坂戸市総合計画」及び「第2次坂戸市教育振興基本計画」を上位計画とし、文部科学省策定「第3期スポーツ基本計画」及び「第3期埼玉県スポーツ推進計画」を参酌し、関連する様々な市の計画とも整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

なお、令和10年度に中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 SDGsとの関連

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で記載された国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、その達成にむけては、国際機関、国、産業界、自治体及び市民が一丸となって取り組むことが求められています。

本市では、SDGs の取組を推進するため、令和 2 年 11 月に「坂戸市 SDGs 推進方針」を策定し、市域全体で SDGs の理念等に対する関心を高め、市民や団体、民間企業等との協働によるまちづくりを推進しています。

本計画は、本市のスポーツ推進にむけた総合的な取組を示すものであり、スポーツの力を活用した持続可能なまちづくりを推進する観点から、SDGs の取組の一環となるものです。

なお、上位計画である「第 7 次坂戸市総合計画」では、SDGs が掲げる 17 の開発目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」が、スポーツと関係付けられて整理されており、本計画では、スポーツの推進を通じて、すべての人々の健康と福祉の増進に寄与することを目標のひとつとして、各種取組を推進していくこととします。また、「4 質の高い教育をみんなに」が、スポーツを通じた生涯学習の機会創出に、「10 人や国の不平等をなくそう」が、誰もが平等にスポーツを楽しむことに関連することから、併せて推進していくこととします。

■ 本計画と関連する SDGs の開発目標

	開発目標 3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	開発目標 4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	開発目標 10 人や国の不平等をなくそう 国内及び国家間の不平等を是正する

5 スポーツの定義・意義

(1) スポーツの定義

スポーツ基本法では、スポーツは世界共通の人類の文化であり、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技その他の身体活動」であると定義されています。

これを踏まえ、本計画では、競技的なスポーツだけでなく、散歩やレクリエーション活動、幼児の遊びなどレベルや内容に関わらず、自ら体を動かして楽しむ活動を広く「スポーツ」と捉えることとします。

(2) スポーツの効用

「スポーツ」には、たくさんの効用があるといわれています。スポーツを通じ、効用を享受し、市民の誰もが生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送ることは、市が目標とすべき姿であるといえます。

① スポーツは楽しい

スポーツにはたくさんの効用がありますが、第一にスポーツは楽しいもので、体を動かした後は、充実感や満足感を得られます。

② 健康・体力づくり

体を動かす機会が少なくなった今日の市民生活にとって、スポーツは体力の向上や体調の維持のみならず、運動不足・ストレスの解消、生活習慣病の予防、気分転換など健康の保持・増進に非常に有効です。

③ 青少年の健全育成

スポーツを行うことは、生涯にわたってたくましく生きるための健康や体力の基礎を培うとともに、他者を尊重し、ルールを守り、フェアプレイを尊び、目標をもって活動するなど、青少年の健全な育成に大きな影響を及ぼします。

④ 地域社会の活性化

スポーツは、家族や友人、住民間の交流を促進するとともに、地域の一体感や連帯感を醸成するなど、地域社会の活性化を促します。

⑤ 活気に満ちた長寿社会の実現

心身共に健康で一体感や活力のある地域社会は、少子高齢化、核家族化が進む現代において健康で活気に満ちた長寿社会の実現に寄与します。

第2章 坂戸市におけるスポーツの現状

第2章

坂戸市におけるスポーツの現状

1 大会等実施状況

(1) 大会等実施状況

通年の大会等実施状況は以下のとおりです。

4月	① 坂戸市民スポーツフェスティバル
6月	② 坂戸市パラスポーツふれあい交流会
	③ 坂戸市レクリエーションスポーツ大会
7月	④ 坂戸市ラケットテニス大会
	⑤ 坂戸市長旗関東古希軟式野球大会
9月	⑥ 坂戸市長旗関東還暦軟式野球大会
10月	⑦ 市民体育祭（9地区）
11月	⑧ 高齢者スポーツ大会等
	⑨ 坂戸市民チャリティマラソン
12月	⑩ ニュースポーツ講習会

(2) 大会等概要

近年（令和元年度～令和5年度）の大会等概要は以下のとおりです。

毎年、多くの参加者でにぎわっていましたが、令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会等を中止としました。

① 坂戸市民スポーツフェスティバル

市民がスポーツやレクリエーションなどを行うきっかけづくりの場として開催しています。

(人)

	第18回 (令和元年度)	第19回 (令和2年度)	第20回 (令和3年度)	第21回 (令和4年度)	第22回 (令和5年度)
参加者数	5,923	中止	中止	中止	4,756



② 坂戸市パラスポーツふれあい交流会

スポーツ経験の有無に関わらず、スポーツに親しむ契機をつくり、パラスポーツの推進を図るとともに、親睦を深めることにより相互理解の促進を図ることを目的として開催していますが、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。

(人)

	第6回 (令和元年度)	第7回 (令和2年度)	第8回 (令和3年度)	第9回 (令和4年度)	第10回 (令和5年度)
参加者数	137	中止	中止	中止	78

※令和5年度に「障害者ふれあいスポーツ大会」より名称変更

③ 坂戸市レクリエーションスポーツ大会

坂戸市レクリエーションスポーツ協会との共催で行われるレクリエーションスポーツ大会は、多くの種類のレクリエーションスポーツを知っていただくことを目的に、様々な種類のスポーツ大会を開催しています。過去にはスポーツ吹き矢、ファミリーバドミントン、ハイキングなどを開催してきましたが、近年では、ディスコンを開催しています。

(人)

	第36回 (令和元年度)	第37回 (令和2年度)	第38回 (令和3年度)	第39回 (令和4年度)	第40回 (令和5年度)
参加者数	48	58	中止	中止	51
種目	ディスコン	ディスコン	—	—	ディスコン

※ディスコン：赤と青の2チームに分かれて、1チーム6枚の円盤を投げ、どちらがポイントに近づいているかを競う簡単なスポーツで、初めての方でもベテランと対等に競技を楽しむことができるゲームです。杉やヒノキの間伐材を輪切りにしたクラフト用のコースターをヒントに1997年（平成9年）に岡山市立少年自然の家で発想された、日本生まれのニュースポーツです。円盤（ディスク）を、操作（コントロール）することからディスク・コントロールを合成して「ディスコン」と命名されました。



④ 坂戸市ラケットテニス大会

誰もがスポーツに親しめる生涯スポーツ社会を目指し、スポーツ推進委員が主体となり、多くの人々が親しむことのできるスポーツを行っており、現在は「ラケットテニス」を実施しています。入間地区生涯スポーツ交流大会の抽選会も兼ねています。

(チーム/人)

	第4回 (令和元年度)	第5回 (令和2年度)	第6回 (令和3年度)	第7回 (令和4年度)	第8回 (令和5年度)
チーム数	12	中止	中止	12	12
参加者数	57	—	—	57	53

⑤ 坂戸市長旗関東古希軟式野球大会

近県、県内チームの参加を得て、古希野球大会を開催し、高齢社会化が進む中、健康体力づくりと生涯スポーツの振興を図っています。

(チーム)

	第4回 (令和元年度)	第5回 (令和2年度)	第6回 (令和3年度)	第7回 (令和4年度)	第8回 (令和5年度)
1位	さいたま クラブ古希	中止	さいたま クラブ古希	天候不順による中止	坂戸古希 野球クラブ
2位	太田70 オールド		秦野遊球 倶楽部古希		品川ビッグ スター古希
3位	佐野古希野球 クラブ		品川ビッグ スターズ古希		オール太田 クラブ古希
	オールド太田 クラブ		坂戸古希野球 クラブ		山梨オールズ 古希
参加 チーム数	24	—	21	—	24

※第8回大会は本市から出場した、坂戸古希野球クラブが優勝しました。



⑥ 坂戸市長旗関東還暦軟式野球大会

近県、県内チームの参加を得て、還暦野球大会を開催し、高齢社会化が進む中、健康体力づくりと生涯スポーツの振興を図っています。

(チーム)

	第15回 (令和元年度)	第16回 (令和2年度)	第17回 (令和3年度)	第18回 (令和4年度)	第19回 (令和5年度)
1位	ドリームスK クラブ	中止	中止	天候不順により ベスト8まで 決定し中止	ドリームスK クラブ
2位	坂戸市還暦 野球クラブ				アツギJJ クラブ
3位	オール太田 クラブ				湘南シルバー スターズ
	市川 ライオンズ				本庄クラブ
参加 チーム数	32	—	—	21	32

⑦ 地区市民体育祭

毎年10月に地区ごとに市民体育祭が行われています。スポーツを通じた身近な地域コミュニティの場として、毎年多くの市民が参加しています。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
坂戸	1,800	中止	中止	中止	雨天中止
三芳野	1,600				
勝呂	1,900				
入西	3,200				
大家	2,500				
北坂戸	2,000				
城山	600				256
浅羽野	900				雨天中止
千代田	1,300				
総参加者数	15,800	—	—	—	256

⑧ 高齢者スポーツ大会等

各大会は、高齢者がスポーツを通じて健康を増進し相互の友愛を深めるため、坂戸市老人クラブ連合会との共催（歩け歩け大会は後援）で行われています。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者ゲートボール大会	雨天中止	中止	中止	中止	54
高齢者グラウンドゴルフ大会	270				205
高齢者歩け歩け大会（※）	雨天中止	—	—	—	—

※歩け歩け大会は、令和2年度からウォーキング教室になりました。

また、坂戸市老人クラブ連合会には、ゲートボール部とグラウンドゴルフ部があり、各所で大会を開催するなど活発に活動しています。

令和5年度4月1日現在(人)

名称	会員数
ゲートボール部	78
グラウンドゴルフ部	415

⑨ 坂戸市民チャリティマラソン

市民の健康意識への高まりも背景に、気軽に走ることができる市民マラソンとして定着し、例年参加者は2,000人を超えていました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回中止となりましたが、令和5年度には1,470人の参加申込がありました。

(人)

	第18回 (令和元年度)	第19回 (令和2年度)	第20回 (令和3年度)	第21回 (令和4年度)	第22回 (令和5年度)
10 km	台風19号の影響により 中止	中止	中止	461	507
5 km				375	262
3 km				339	112
1 km 親子				240 (120組)	422 (211組)
子ども駅伝				136 (17チーム)	167 (21チーム)
総参加数	—	—	—	1,551	1,470

※参加費の一部を坂戸市社会福祉協議会に寄付しています。

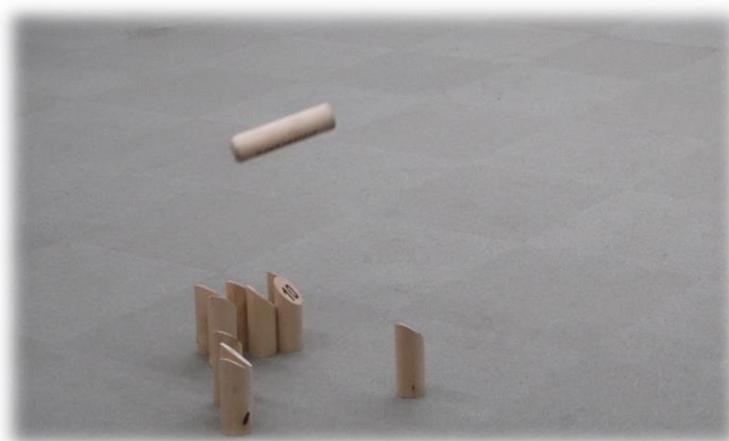
⑩ ニュースポーツ講習会

坂戸市レクリエーションスポーツ協会との共催で行われるニュースポーツ講習会は、様々な種類のレクリエーションスポーツを知っていただくため、種目ごとに指導者を招き、ニュースポーツの普及・促進を図っています。

過去には、「インディアカ」や「ラジオ体操」等も開催してきましたが、近年では、ディスコンが多く、また、令和5年度では、新たにモルックを実施しました。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	39	—	28	29	21
種目	ディスコン	中止	ディスコン	ディスコン	モルック



(3) 各種教室の開催状況

令和4年度における各種教室の開催状況は次のとおりです。

① 市民総合運動公園

「市民総合運動公園」では、子どもが遊びを通じて体を動かすことでスポーツを好きになるための教室や、一般の方が健康を維持するためのスポーツ等幅広いスポーツの普及を行なっています。

(人)

教室名	対象	延べ参加者数
キッズダンス	幼児～小学生	983
ヨガ	一般	350
骨盤コンディショニングストレッチ	〃	298
はじめての骨盤エクササイズ&ストレッチ	〃	196
卓球教室	〃	299
卓球プライベート教室	〃	10
体操スクール	幼児～小学生	2,299
新体操スクール	〃	1,403
テニススクール	小学生～一般	5,955
ライオンズベースボールスクール	小学生	934
アザレアバレーボール	小学5年～中学生	719
ちりつも体操	一般	517
バドミントン教室	〃	504
いきいき健康教室(3月体験会)	〃	3
合計	14 教室	14,470

② 健康増進施設

「健康増進施設」では、市民にスポーツを通じた健康づくりの場を提供し、スポーツを通じて健康なまちづくりの推進に貢献するために設置された施設です。

様々な体操やヨガ教室を開催するとともに、幼児や小学生が球技や体操に親しむ機会となる教室を開催しています。

(人)

教室名	対象	延べ参加者数
プール教室	一般	2,196
リフレッシュ朝ヨガ	〃	226
コアコンディショニング	〃	221
リラックスヨガ	〃	556

教室名	対象	延べ参加者数
骨盤ストレッチ	一般	414
骨盤エクササイズ	〃	454
ZUMBA	〃	406
はじめてのピラティス	〃	330
やさしいピラティス	〃	483
ベーシックヨガ	〃	747
シアターダンススクール	〃	409
卓球スクール	〃	766
体育スクール	幼児～小学生	1,305
バドミントンスクール	〃	274
ラララフィット	〃	151
ラララサーキットライト	〃	422
エアロ&ZUMBA	〃	281
ボディメイク&ストレッチヨガ	〃	256
楽しいエアロビクス	〃	359
バレトン	〃	150
チューニングヨガ	〃	18
ヘキサスロン	〃	10
スタジオスペシャルイベント (ボディリセット・はじめてのエアロ)	一般	17
測定会&相談会	〃	139
走り方教室	幼児～小学生	74
100年歩けるからだを作ろう教室	60歳以上	28
ランニングクリニック 坂戸市民チャリティマラソン足型測定会	一般	7
スポーツフェスタ 2022	〃	283
卓球エンジョイ交流会	〃	23
姿勢シャキーン/栄養相談会	〃	14
ストレッチポール	〃	60
ポケモン忍者学校	〃	49
バドミントン交流会	〃	19
ビクトリークリニックバレーボール	小学4～6年生	49
こどもフェスタ	3歳～小学生	28
ドッジボール交流会	小学生	14
水泳記録会	小学生～中学生	115
合計	37 教室	11,353

(4) 団体の活動状況

本市の主要なスポーツ団体の活動状況は以下のとおりです。

① 坂戸市体育協会

坂戸市体育協会は、昭和 35 年に設立され、令和元年度 3 月に創立 60 周年を迎えました。令和 5 年度 4 月現在、9 支部、17 競技団体、4 スポーツ団体連絡協議会の全 30 団体に構成され、生涯スポーツの普及振興及び健康増進を目的に、約 4,000 人（地区住民対象の 9 支部を除く）が活動しています。

活動内容は、各加盟団体主催の大会や事業等をはじめとして、地区市民体育祭や研修会などを開催するとともに、坂戸市民スポーツフェスティバル、坂戸市長旗関東古希・還暦軟式野球大会、坂戸市民チャリティマラソンを本市との共催事業として実施するなど、体育文化の向上及び健康増進を目的に日々活動しており、本市におけるスポーツ振興の中心的な団体となっています。また、優秀な成績を収めた市民や団体に対する体育賞の授与、広報誌「スポーツ坂戸」の発行なども行っています。

② 坂戸市レクリエーションスポーツ協会

坂戸市レクリエーションスポーツ協会は、昭和 60 年に設立され、令和 5 年度 3 月には創立 40 周年を迎えました。

令和 5 年度 4 月現在、6 団体が加盟し、レクリエーション活動の普及振興及び豊かな市民生活の向上を目的に活動しています。

活動内容は、各加盟団体主催の事業のほか共催事業として、レクリエーションスポーツ大会、ニュースポーツ講習会を開催しています。また、坂戸市民スポーツフェスティバルへ参加し、レクリエーションスポーツの向上と発展を図っています。

③ 総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブは、身近な地域で子どもから高齢者まで（多世代）様々なスポーツを愛好する人（多種目）がそれぞれの志向・レベルに合わせて（多志向）参加することができるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブです。

本市では、「ウエル北坂戸（北坂戸総合型地域スポーツクラブ）」が平成 21 年に設立され、現在は NPO 法人「ウエル坂戸」として活動しています。

「ウエル坂戸」は、スポーツ活動を通じて「世代間のコミュニケーションの場」、「子育て世代のコミュニケーションツール」となることを目的に設立されました。

高齢者から幼児までが様々な活動を行っており、グラウンド・ゴルフやキッズダンス、キッズイングリッシュ(英会話)などの教室が開催されています。また、大学との連携により、外国人講師の英会話教室や、障害者団体との交流によるダンス教室などにも積極

的に取り組んでいます。

教室は、1歳半から3歳の「体操教室」から平均年齢70歳を超える「グラウンド・ゴルフ」まで、全部で11種目26教室と多岐にわたっています。



2 施設の状況

(1) 公共スポーツ施設と利用状況

令和4年度における公共スポーツ施設の現状と利用状況は以下のとおりです。

① 市民総合運動公園

(人)

施設	内容	利用者数	
屋内運動施設	大体育室、小体育室、トレーニング室、卓球場、弓道場、剣道場、柔道場	89,653	167,214
軟式球場	2面（夜間照明あり）	77,561	
テニスコート	9面（内4面夜間照明あり）		
第1多目的運動場	サッカー1面、少年サッカー2面		
第2多目的運動場	サッカー1面、少年サッカー3面、ソフトボール2面、軟式野球1面		
相撲場	土俵		
プール	50m、25m、流水、幼児、スライダー	中止	

② 健康増進施設

(人)

施設	内容	利用者数	
屋内運動施設	アリーナ、トレーニング室、スタジオ	40,487	78,465
プール	25m、サブプール、ジャグジー	37,978	

③ 運動公園

(人)

施設	内容	利用者数	
萱方運動公園	野球場1面（ソフトボール場兼用）	26,803	
東和田運動公園	ソフトボール場4面		
厚川鶴舞運動公園	ソフトボール場1面、テニスコート1面		
北入西運動公園	サッカー場1面、少年サッカー場2面		
西坂戸運動公園	少年サッカー場1面（ソフトボール場兼用）		
高麗川ふるさと広場	グラウンド・ゴルフ、ペタンク、ゲートボール		

④ 都市公園

(人)

施設	内容	利用者数	
芦山公園	少年野球、ソフトボール、少年・少女サッカー、グラウンド・ゴルフ	46,799	
溝端公園	少年野球、ソフトボール、グラウンド・ゴルフ、テニスコート1面		
稲荷久保公園	ソフトボール場1面（グラウンド・ゴルフ兼用）		

⑤ 学校運動場夜間照明施設

施設	内容	利用日数	利用時間
若宮中学校	ソフトボール、野球、サッカー	222日	374時間

(2) 学校開放の状況

坂戸市学校体育施設等の開放に関する規則に基づき、市内の全小・中学校（小学校 11 校、中学校 7 校）の体育館とグラウンドを学校教育及び学校管理上支障のない日時に開放しています。利用者は、市内に在住、在勤又は在学する方とし、成人を含む 10 人以上で団体を構成し、あらかじめ市に登録申請を行い、利用許可団体として認定を受ける必要があります。

令和 4 年度は以下のとおりです。

《登録状況及び利用回数》

区分	登録団体数（団体）	登録人数（人）			利用回数（回）
		男	女	合計	
小学校	76	1,282	553	1,835	5,081
中学校	45	503	346	849	2,832
合計	121	1,785	899	2,684	7,913

(3) 民間施設について

市内にはトレーニングジムやスイミングスクール等の様々な施設があります。

《坂戸市内の民間スポーツ施設（令和 5 年度 4 月現在）》

施設	備考
エデナ坂戸	フィットネス、スパ、ジム
女性だけの 30 分健康体操教室 カーブス（坂戸千代田）	筋力運動、有酸素運動、ストレッチ
ビクトリースポーツジム坂戸	キックボクシング、ウエイトトレーニングジム
GONG-GYM 坂戸	総合格闘技、キックボクシング、ブラジリアン柔術、キックボクササイズ
ワールドプラス片柳	トレーニングジム等
タムラボクシングジム	ボクシング
東坂戸スイミングスクール	スイミング
北坂戸スイミングスクール	スイミング
スウィン坂戸スイミングスクール	スイミング
フットサル片柳	フットサル（レンタルコート）、テニス・サッカースクール
リッツ	テニススクール
プログレソ・インドアスポーツ	テニススクール・フットサル（レンタルコート）
坂戸ゴルフセンター	ゴルフ練習場、ゴルフスクール
アーリーバードゴルフ練習場	ゴルフ練習場、ゴルフスクール
KALMA Climbing Gym	クライミング
chocoZAP 北坂戸	筋力運動、有酸素運動
クールオブ柔術坂戸トレーニングセンター	柔術
エニタイムフィットネス坂戸浅羽野店	フィットネス、ジム

第3章 市民アンケート調査結果の概要

第3章 市民アンケート調査結果の概要

1 調査概要

第2次坂戸市スポーツ推進計画の策定にあたり、基礎的な資料とするため、一般市民や中学生及び各種団体に、スポーツ全般に対するアンケート調査を実施しました。

以下に、各アンケート調査結果から得られた市民ニーズや意見について整理します。

なお、一部の事項については、平成29年度に実施した「スポーツ推進計画に関する市民アンケート」（以下、「前回調査」という。）との比較を行っています。

《調査概要》

項目	対象	内容
調査期間	◇ 一般市民 ◇ 中学生 ◇ 各種団体	令和4年10月26日(水)～12月2日(金) 令和4年11月実施 令和4年12月実施
調査対象	◇ 一般市民 ◇ 中学生 ◇ 各種団体	市内に居住する2,000名 市内の中学校に通う1・2年生700名 体育協会 レクリエーションスポーツ協会 障害者団体連絡会
抽出方法	◇ 一般市民 ◇ 中学生 ◇ 各種団体	住民基本台帳から無作為抽出 市内の中学校に通う1・2年生 市内にある団体
調査方法	◇ 一般市民 ◇ 中学生 ◇ 各種団体	郵送配付・郵送回収 中学校にて配布・回収 郵送配付・郵便回収（一部メール回答あり）

《回収結果等》

対象者	配付数	回収数	有効回収数	有効回収率
一般市民	2,000人	727人	727人	36.4%
中学生	700人	624人	624人	89.1%
体育協会	21団体	21団体	21団体	100.0%
レクリエーション スポーツ協会	6団体	6団体	6団体	100.0%
障害者団体連絡会	11団体	11団体	11団体	100.0%

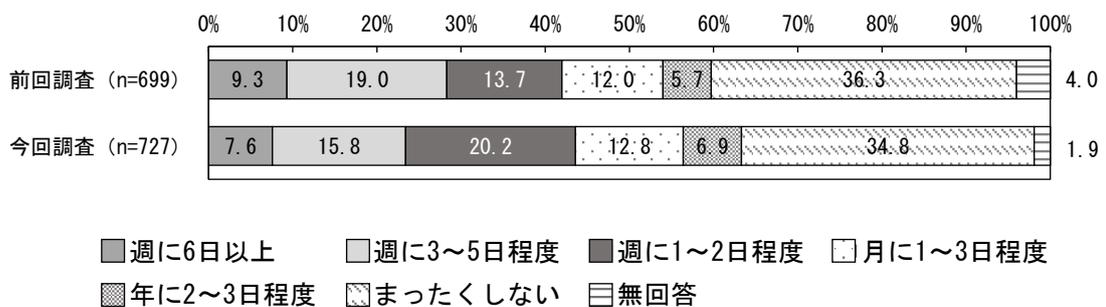
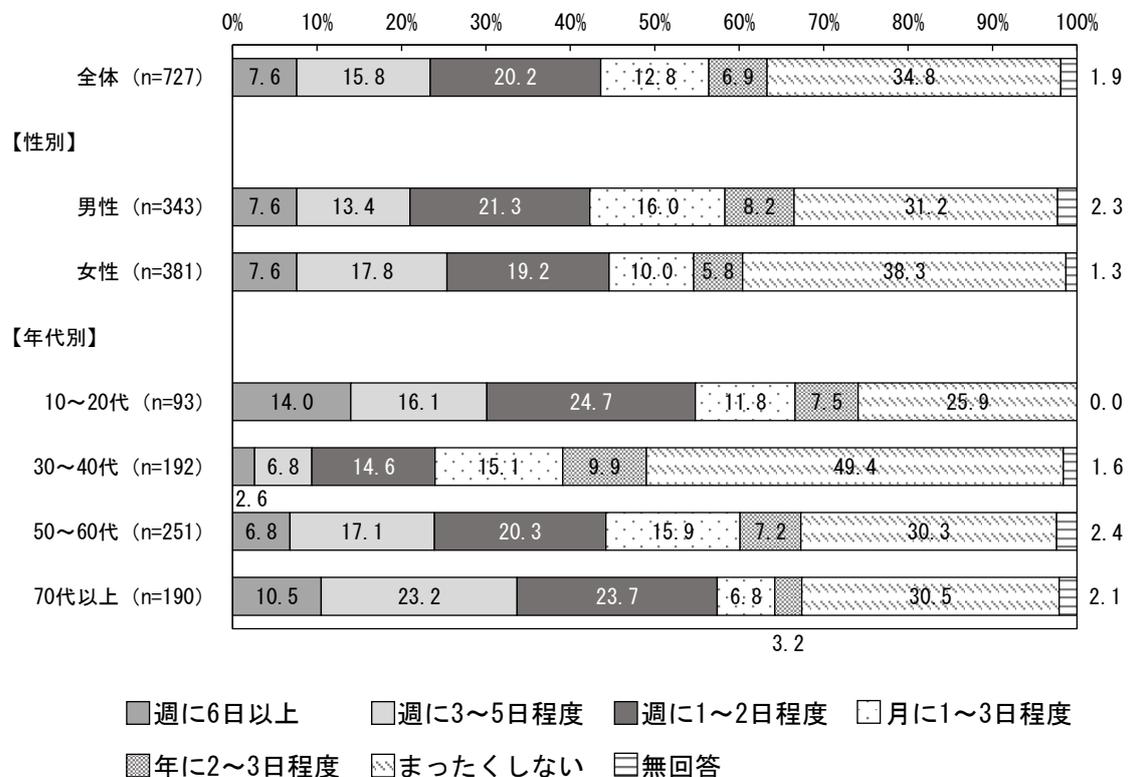
※調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点第1位までを表示しています。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

2 一般市民調査結果

(1) スポーツ実施率

スポーツの実施頻度について、『週に1日以上スポーツを行っている人』（「週に6日以上」、「週に3～5日程度」、「週に1～2日程度」の合計）の割合は、全体で43.6%、男性で42.3%、女性で44.6%となっており、性別ごとの差は大きくありません。一方、年代別で『週に1日以上スポーツを行っている人』をみると、30～40代が24.0%となっており、他の年代が5割前後であるのに対して、低くなっています。

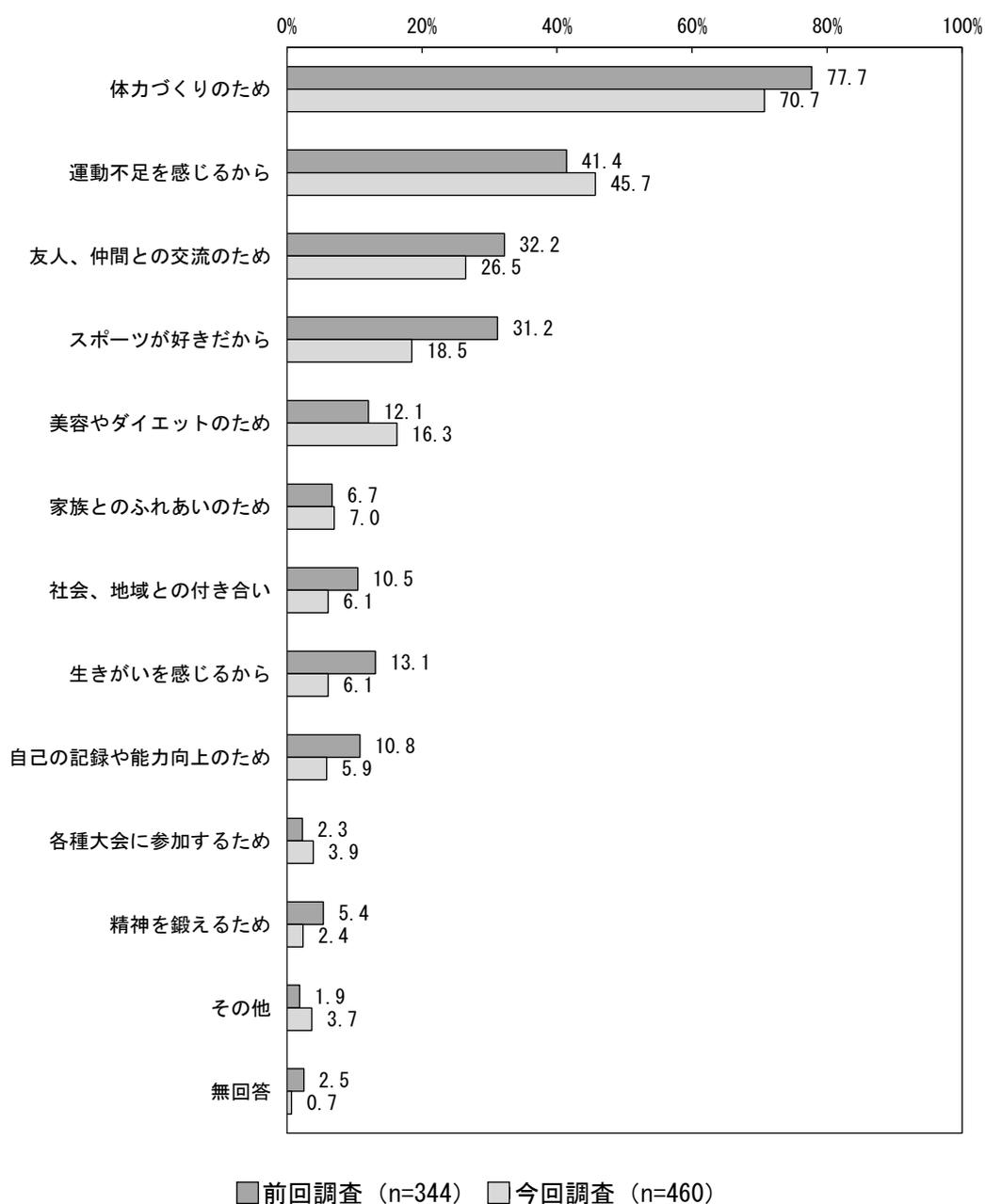
また、『週に1日以上スポーツを行っている人』を前回調査と比較すると、令和4年度では、わずかに増えています。



(2) スポーツを続ける理由

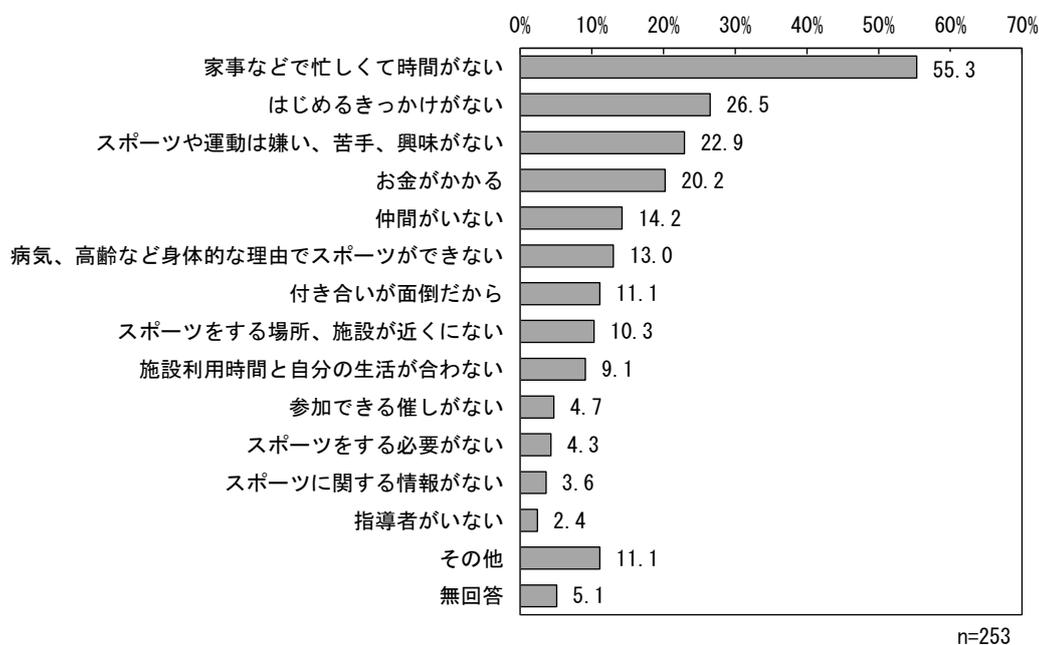
スポーツを続ける理由として、「体力づくりのため」が70.7%と最も多く、次いで「運動不足を感じるから」が45.7%、「友人、仲間との交流のため」が26.5%、「スポーツが好きだから」が18.5%となっています。

また、前回調査と比較すると、「運動不足を感じるから」と「美容やダイエットのため」の割合が大きく伸びており、運動不足の解消や美容といった、自分の身体へのケアを目的としてスポーツに取り組む方が増えていることがわかります。



(3) スポーツを行わない理由

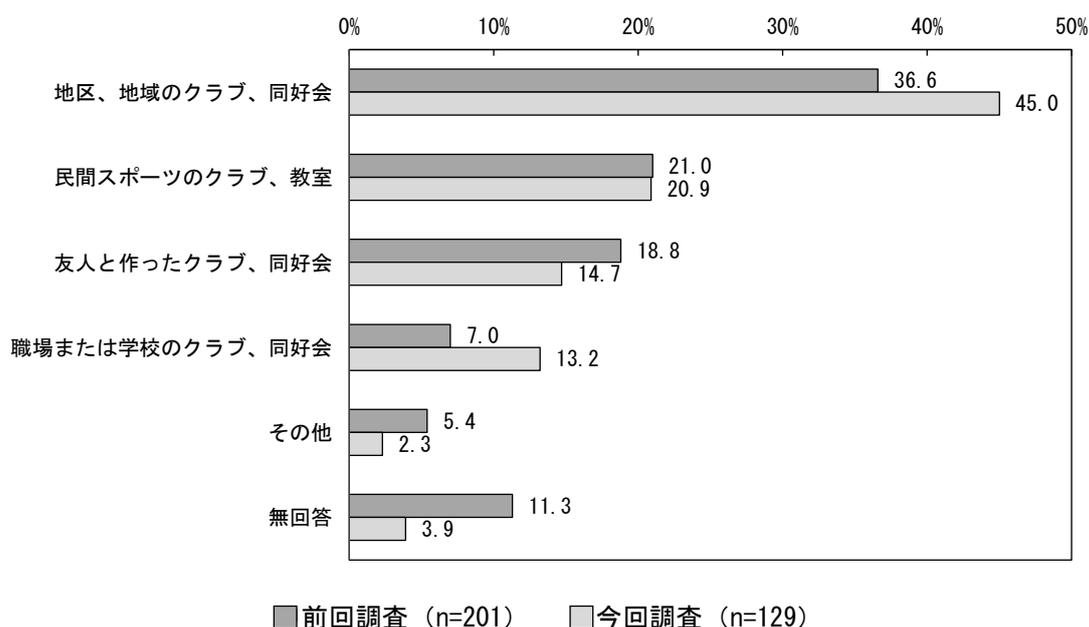
スポーツを行わない理由として、「家事などで忙しくて時間がない」が55.3%と最も多く、次いで「はじめるきっかけがない」が26.5%、「スポーツや運動は嫌い、苦手、興味がない」が22.9%となっています。



(4) 加入しているクラブ、同好会の形式

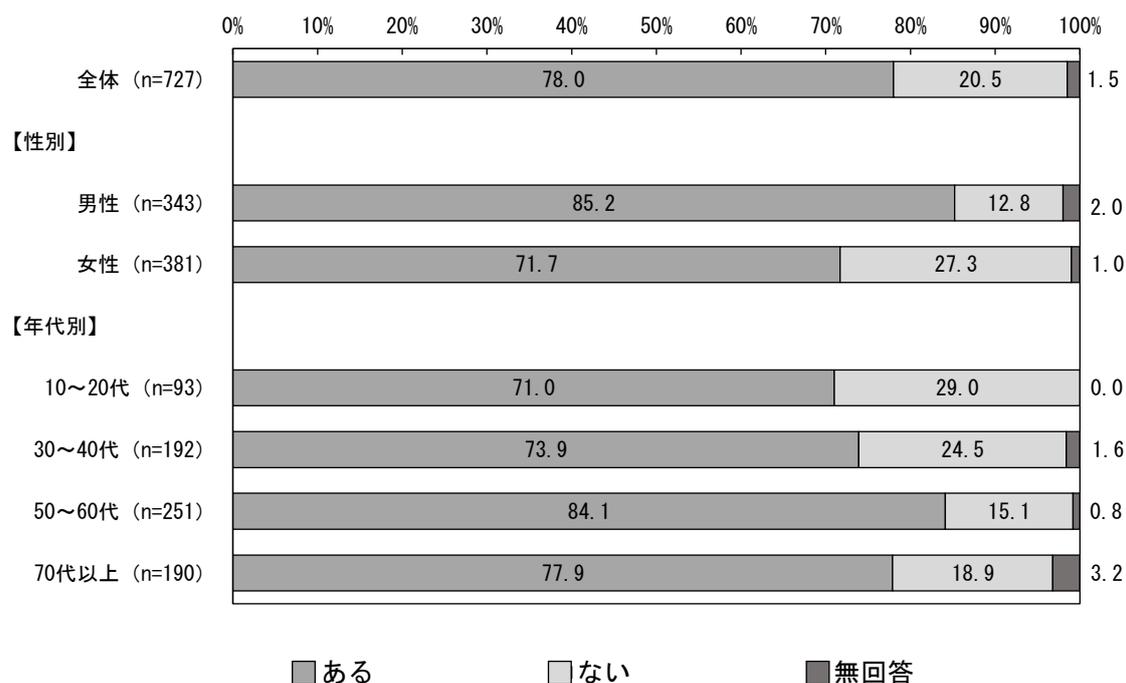
加入しているクラブ、同好会の形式について、「地区、地域のクラブ、同好会」が45.0%と最も多くなっています。

また、前回調査と比較すると、「地区、地域のクラブ、同好会」の割合が大きく伸びていることがわかります。



(5) スポーツ観戦（テレビ、ラジオ等での視聴を含む）について

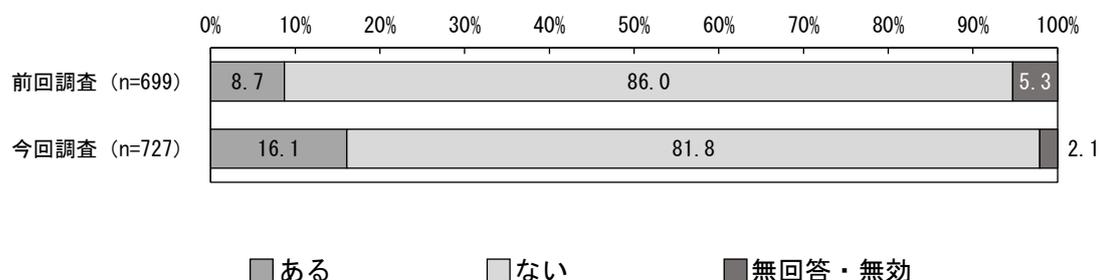
スポーツ観戦をしている人は、全体で78.0%、男性で85.2%、女性で71.7%となっており、性別で見ると男性の割合が多くなっています。一方、年代別でスポーツ観戦をしている人をみると、10～20代、30～40代が7割前後であるのに対して、50～60代、70代以上は8割前後となっていることから、年齢層の高い人たちのほうがスポーツ観戦をしている傾向にあることがうかがえます。



(6) スポーツボランティア活動について

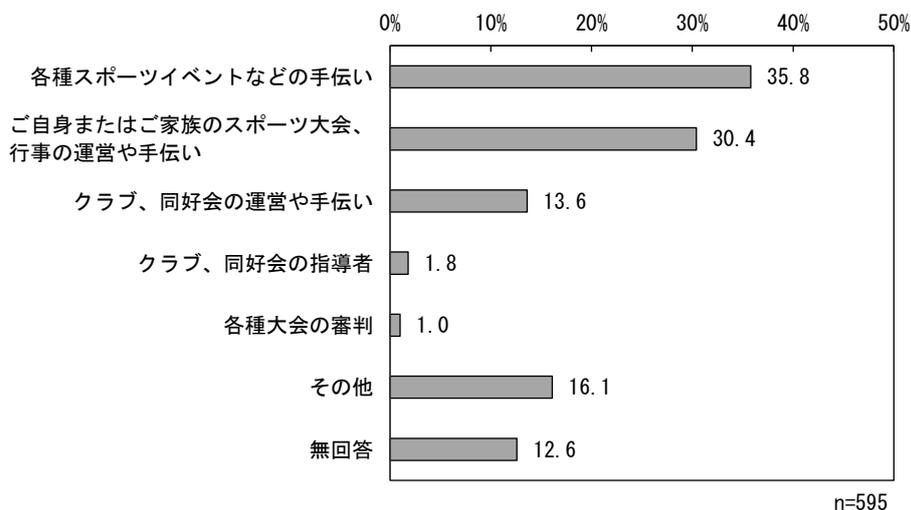
スポーツボランティア活動の経験について、「ある」は16.1%となっています。

また、前回調査と比較すると、「ある」の割合が大きく伸びているものの、全体の2割程度となっています。



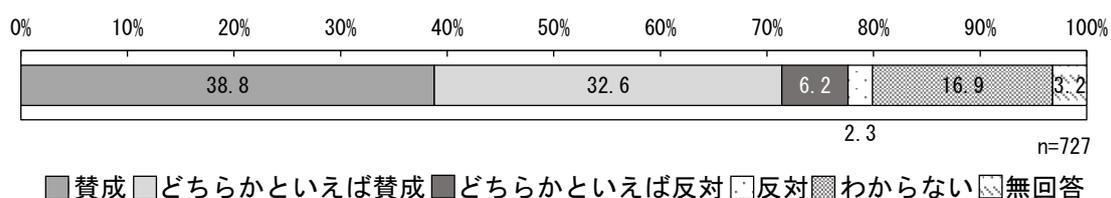
(7) スポーツボランティアに参加したことのない人が参加してみたい活動

スポーツボランティアに参加したことのない人が参加してみたいスポーツボランティア活動について、「各種スポーツイベントなどの手伝い」が35.8%と最も多く、次いで「ご自身またはご家族のスポーツ大会、行事の運営や手伝い」が30.4%、「クラブ、同好会の運営や手伝い」が13.6%となっています。

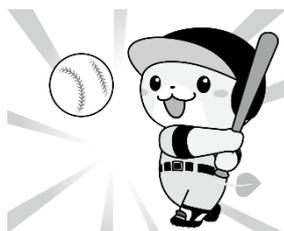


(8) 部活動の地域移行について

部活動の地域連携・移行※について、『賛成』（「賛成」、「どちらかといえば賛成」の合計）の割合は、71.4%となっています。『賛成』が7割を超えていることから、多くの人が部活動の地域連携・移行について積極的であるということがうかがえます。

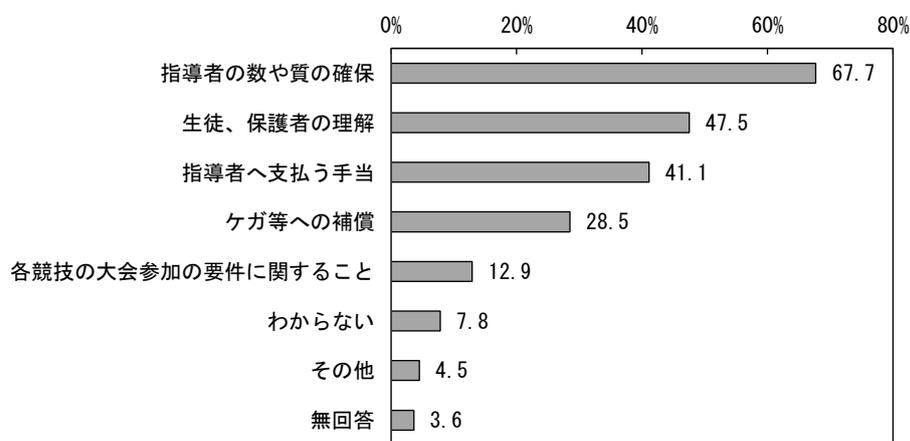


※部活動の地域移行…部活動を地域の事情に応じて、中学生がスポーツ団体（地域スポーツクラブやスポーツ少年団、民間事業者、大学等）に入って継続したり、部活動顧問以外の指導者が中学校部活動の指導を行う取組



(9) 部活動の地域移行の課題について

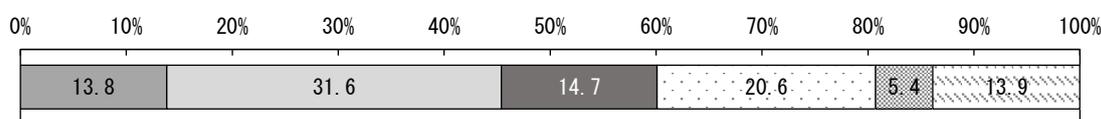
部活動の地域移行の課題について、「指導者の数や質の確保」が 67.7%と最も多く、次いで「生徒、保護者の理解」が 47.5%、「指導者へ支払う手当」が 41.1%となっており、指導者に関する項目が多く挙げられています。



n=727

(10) 知りたい情報について

知りたい情報では、「大会、イベントなどの情報」が 31.6%と最も多く、次いで「スポーツ教室開催の情報」が 20.6%となっています。

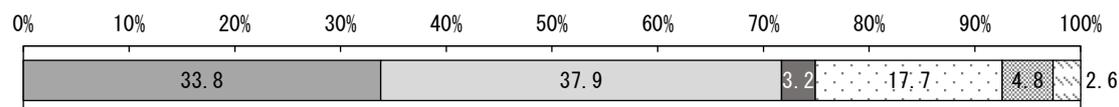


n=727

- 市のスポーツ施設の予約状況、手続き
- 大会、イベントなどの情報
- 市内で活動する団体の紹介記事
- スポーツ教室開催の情報
- その他
- 無回答

(11) 坂戸市民総合運動公園について

坂戸市民総合運動公園について、「利用頻度の高い施設から部分的に改修していく」が 37.9%と最も多く、次いで「全面的にリニューアルしてほしい」が 33.8%となっています。



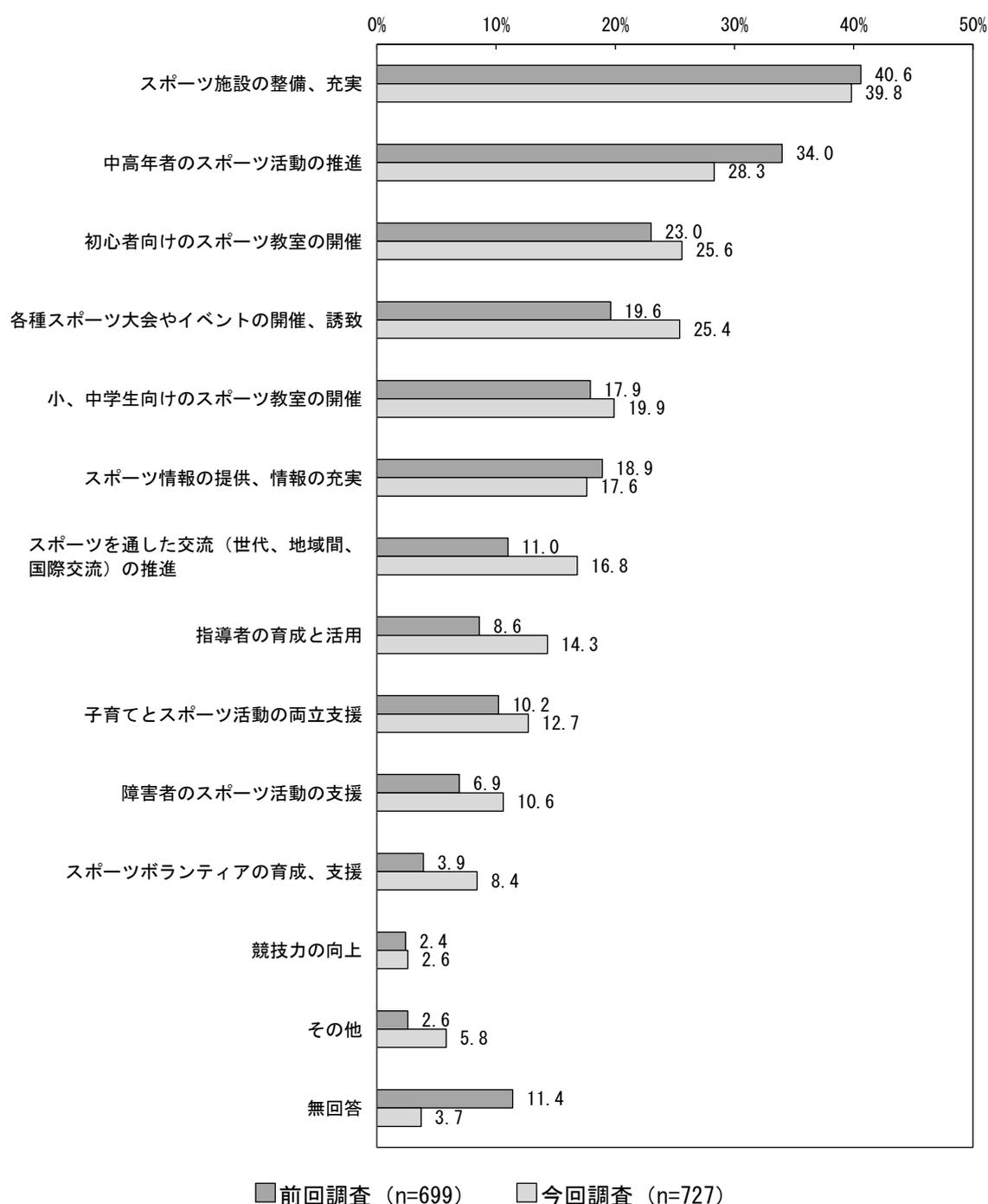
n=727

- 全面的にリニューアルしてほしい
- 利用頻度の高い施設（大体育室、軟式球場、庭球場など）から部分的に改修していく
- 現状のまま
- わからない
- その他
- 無回答

(12) スポーツ振興のために市が取り組むべきこと

スポーツ振興のために市が取り組むべきことについて、「スポーツ施設の整備、充実」が39.8%と最も多く、次いで「中高年者のスポーツ活動の推進」が28.3%、「初心者向けのスポーツ教室の開催」が25.6%となっています。

前回調査と比較すると、「各種スポーツ大会やイベントの開催、誘致」、「スポーツを通じた交流（世代、地域間、国際交流）の推進」、「指導者の育成と活用」が大きく伸びており、ニーズの変化がうかがえます。



(13) 坂戸市のスポーツ振興について（自由記入）

主な意見は以下のとおりです。

- ・スポーツをやりたい、やらなければと思っていますが、今の生活に取り入れられる時間がない
- ・乳児や幼児からでも簡単に楽しめるスポーツイベントを開催してほしい
- ・市の施設にはよくお世話になっています。これから成長したら親子で参加できるイベントなどがあると楽しみです
- ・老若男女が参加できるウォーキング大会を開催してほしい
- ・スポーツが苦手な人にも観戦して楽しめるイベントを考えてほしい
- ・スポーツ大会やイベントの様子を YouTube にあげて欲しい、見てみたい
- ・スポーツ施設の拡充、一般利用ができる施設の増加をお願いします
- ・市民プールには沢山の思い出があるので、再開されたらぜひ行きたいと思います
- ・市民プールを廃止してグランドゴルフ、ペタンク等の施設の設置及びソフトボール場の河川敷以外の設置を希望します
- ・お金の心配をしたり、周囲から苦情を言われることなく、子供がのびのびと身体を動かして楽しめるようにしてほしい。施設やクラブを作らなくても、公園の整備や特定の日時で開放するなど工夫する余地はあるように思う
- ・地域のスポーツクラブ同好会等の入会窓口を広げてほしい。参加見学講習会を充実させて、個人でも参加を簡単にでき、暖かくスポーツを指導してほしい
- ・興味はあっても始め方が分からない（スポーツのルール、施設のルール）ので、それを教えてくれる入門教室があればやってみたい
- ・スポーツ教室の指導者にはちゃんとした人を選んで頂きたい。スポーツ教室には運動が得意な子もいれば、苦手な子もいるため、苦手な子も必ずできるようになる教室を開いてほしい。中学校の部活にも繋がる話だと思います
- ・「部活の地域移行」については、その受け皿が必要です（指導員、ボランティア、実施場所、生徒の対応可能性等々）
- ・Twitter やインスタグラムなどの SNS をもっと活用して地域の皆様に情報を随時届けてほしいと感じます。坂戸市がんばって下さい
- ・IT 面が不足しがちです。SNS 発信や情報サイトがいかせておらず施設も TEL 予約がほとんどに見えます。若い世代はスマートフォン一つで出来ることを求めているため、高齢者に配慮しつつも更なる IT 化を求めます
- ・市民総合運動公園、サンテさかども不便な場所にあるのでバスの本数を増やすなどしてほしい

3 中学生調査結果

(1) 運動部に入部していない理由

運動部に入部していない理由として、「入部したい他の部活動（文化部）がある」が33.7%と最も多く、次いで「部活動以外のスポーツをしている」が23.0%、「スポーツが嫌い、苦手、興味がない」が17.6%となっています。

また、前回調査と比較すると、「スポーツが嫌い、苦手、興味がない」が5ポイント上昇しています。

運動部に入部していない理由	割合 (%)	
	前回調査 (n=199)	今回調査 (n=222)
入部したい他の部活動（文化部）がある	46.7	33.7
入部したい運動部がない	7.5	6.8
部活動以外のスポーツをしている	19.6	23.0
塾や習い事などで忙しい	1.5	5.4
スポーツが嫌い、苦手、興味がない	12.6	17.6
なんとなく	5.5	5.4
その他	6.5	4.5
無回答	—	3.6

(2) 行ってみたいスポーツ

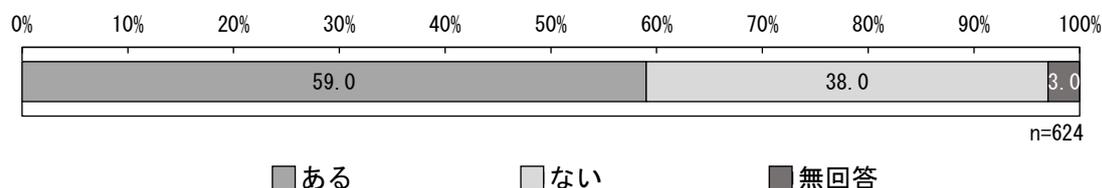
行ってみたいスポーツでは、「バドミントン」が29.4%と最も多く、次いで「ダンス」が23.9%、「武道」が18.4%となっています。

また、前回調査と比較すると、「ダンス」、「卓球」の割合が大きく伸びています。

順位	前回調査 (n=480) 上位のみ	割合 (%)	順位	今回調査 (n=727) 上位のみ	割合 (%)
1	バドミントン	12.5	1	バドミントン	29.4
2	スキー・スノーボード スケート	11.7	2	ダンス	23.9
3	水泳・水中ウォーキング	6.9	3	柔道、剣道、弓道、空手等の 武道	18.4
4	ダンス・卓球 (同率)	6.0	4	卓球	16.0
			5	スキー・スノーボード スケート	15.3

(3) スポーツ観戦について

スポーツ観戦に興味がある人は 59.0%、スポーツ観戦に興味がない人は 38.0%となっています。



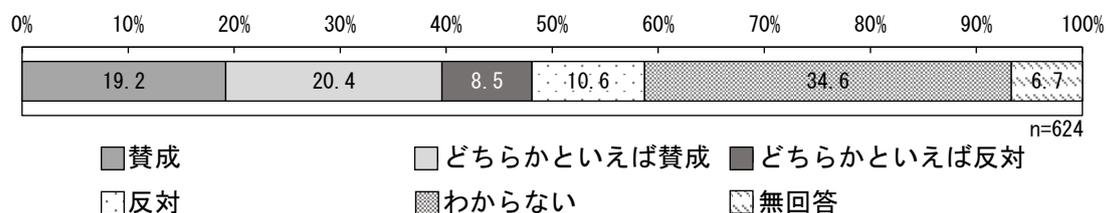
(4) 観戦したいスポーツについて

観戦したいスポーツについて、「サッカー」が 40.2%と最も多く、次いで「野球」が 32.6%、「バスケットボール」が 29.9%となっています。

順位	観戦したいスポーツ 上位のみ	割合 (%)
1	サッカー	40.2
2	野球	32.6
3	バスケットボール	29.9
4	バレーボール	25.3
5	陸上競技	22.6

(5) 部活動の地域移行の課題について

部活動の地域移行について、『賛成』（「賛成」、「どちらかといえば賛成」の合計）の割合は、39.6%となっています。



4 体育協会調査結果

(1) 団体・会員数について

① 団体・会員数の増減について

団体数、会員数ともに、多くの団体が減少傾向にあります。

- ・団体数 ① 増加傾向 … 0 団体 ② 減少傾向 … 13 団体 ③ 変化なし … 8 団体
- ・会員数 ① 増加傾向 … 1 団体 ② 減少傾向 … 17 団体 ③ 変化なし … 3 団体

② 増加・減少している理由について

健康増進や会員同士の親睦に力を入れている団体は、会員の増加に成功しています。

減少理由については、少子高齢化が主たる原因であることが読み取れ、そのほかは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限や災害によるグラウンドの使用制限、といったように近年の情勢から影響を受けていると感じている団体があります。

《増加理由》

- ・健康増進及び会員同士の親睦

《減少理由》

- ・少子高齢化
- ・団体のリーダーの欠如
- ・人手不足
- ・活動場所の確保が困難
- ・若者のスポーツ離れ
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限
- ・就業率の上昇
- ・災害によるグラウンドの使用制限
- ・免許を返納したことによる移手段の不足
- ・指導者不足
- ・PR 不足
- ・連盟以外の団体等が開催する大会への参加
- ・加入のタイミングが定年後になっている

③ 団体・会員数の増加対策について

幅広い広報の活用や新規加入者に向けた柔軟なルールの対応等、各団体で意識していることがわかります。

一方で、人員不足や負担増のため、増加対策に手を回すことができない団体もあります。

《対策を講じている …19 団体》

- ・新企画の提案（レクリエーション大会等）
- ・SNS、HP の活用
- ・体験講習会、市民交流大会での普及活動
- ・新規チームの積極的な受入
- ・大会参加費について加盟団体は無料、未加盟団体は 3,000 円とし、加盟団体の年会費は 5,000 円としているため、大会に 2 回参加すると加盟した方が得するように参加費を設定している
- ・大会及び各団体の稽古の見学等をチラシ等で周知している
- ・募集ポスターの掲示
- ・入会条件の緩和（年齢の引下）
- ・県、他市町村の大会に出向いての勧誘
- ・大会の案内役・審判協力の申し出
- ・各幼稚園への広報協力の依頼
- ・大会の審判協力
- ・高齢者への参加呼びかけ
- ・練習場所の確保
- ・市内高校・未加入団体への大会案内の郵送
- ・合併チームの推進、未加盟チームの大会参加
- ・チーム力に応じた試合、大会方式の実施
- ・試合・大会ルールの緩和（例：ユニフォームはビブスも可とする）

《対策を講じていない …2 団体》

- ・人員不足、会場不足のため講じることができない
- ・講習会等を開催しても運営の負担増になるため、難しい



④ 団体・会員数増加のために必要だと考えられる具体的な取組について

若い世代向けの育成や初心者を対象とした事業の実施といった新たな視点での取組が挙げられています。また、組織体制の見直しや施設整備といった現状の見直しも挙げられています。

- ・ 組織体制の見直し
- ・ SNS の情報発信
- ・ ポスター掲示（新規会員募集・連絡先・練習場所・大会情報を記載）
- ・ 有名選手のセミナー開催
- ・ 金銭的な支援
- ・ 若年層の取り込み。高校・大学を卒業した方へのコンタクト
- ・ スポーツができる場所の確保・整備
- ・ リーダー的人材の育成
- ・ 新規会員に入会してもらうための声かけ
- ・ 未加入団体に対し、メリットを通知等で PR し、加盟してもらえるように促進する
- ・ 様々な行事等への動員
- ・ 必ず役職がまわってくるという実態が問題であるため、その意識変容
- ・ スポーツフェスティバル時、各団体の教室等が出来るブースの設置
- ・ 大会内でシニア及びジュニア初心者が参加できるブロックを作る
- ・ 講じている対策の継続
- ・ 近隣の市連盟との共催や連携の強化
- ・ 連盟執行部の若がり
- ・ 女性リーダーの育成
- ・ 小中学生の指導
- ・ ジュニアクラブの強化・育成
- ・ 一度大会を見てもらった上で加入を促す
- ・ スポーツに興味がある人がいる地区へ赴き、毎週団体関係者が基礎を教える

(2) 外部指導員について

① 外部指導員の要請への対応について

半数近くの団体が、「すでに応じている」または、「要請があれば応じる」と外部指導員について、協力的な意見を持っています。

- ・ すでに応じている… 5 団体
- ・ 要請があっても応じない… 4 団体
- ・ 要請があれば応じる… 5 団体
- ・ わからない… 5 団体
- ・ (無回答) … 2 団体

② 部活動の地域移行について

多くの団体が、「賛成」または、「どちらかといえば賛成」と部活動の地域移行について、肯定的な意見を持っています。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・賛成… 4団体 | ・どちらかといえば反対… 1団体 |
| ・どちらかといえば賛成… 13団体 | ・反対… 1団体 |
| ・わからない… 2団体 | ・(無回答)… 0団体 |

③ 部活動の地域移行への協力ができることについて

主に指導者や審判としての協力が挙げられています。

- | |
|-------------------|
| ・指導者・コーチの派遣 |
| ・地域移行を受け入れる体制づくり |
| ・体験学習等での指導員の派遣 |
| ・審判員の派遣 |
| ・審判実技の指導・ルール説明 |
| ・大会運営に関する協力 |
| ・基礎講習の指導 |
| ・希望する学生への技術講習会の実施 |
| ・部活外の練習会を開催 |
| ・PR用の通知を会員に送付する |
| ・活動団体の紹介 |

(3) 坂戸市民総合運動公園について

① 坂戸市民総合運動公園について

多くの団体が、「全面的にリニューアルしてほしい」または、「利用頻度の高い施設などから部分的に改修していく」と施設の改修を求めています。

- | |
|-------------------------------|
| ・全面的にリニューアルしてほしい… 9団体 |
| ・現状のまま… 1団体 |
| ・利用頻度の高い施設などから部分的に改修していく… 9団体 |
| ・わからない… 1団体 |
| ・その他… 0団体 |
| ・(無回答)… 1団体 |

(4) 坂戸市のスポーツ振興について（自由記入）

施設の改修・運営に関連した意見が多くあがりました。

- ・他市の状況に比べて、施設が貧弱である
- ・青少年の活動について積極的に協力して欲しい。同じ大会でも成人より青少年を優先してほしい
- ・坂戸市のスポーツを活性化したい。そのためには、運動公園を新しくして多くの観客が入れる施設を整え、全国規模の大会を誘致して市と一体となる必要がある
- ・基本全国大会に出場できるような体制づくりをして欲しい
- ・第一多目的運動場ですが、人工芝になるということですが、素晴らしい事業であると思う
- ・地区大会が重なり、メンバー不足になる地区があるため、大会日程の調整をしてほしいです
- ・体育館の建屋と備品類の劣化が激しく近隣での主催大会等に耐えられなくなっている（故障・雨漏り多数）
- ・運営のデジタル化促進により、もっと効率的な運営が可能
- ・原資を企業誘致・協賛金で賄い、PFI方式でのリニューアル計画を立ててはどうか
- ・部活（学校外クラブ化）で利用する場合の施設の無料化及び時間の設定
- ・WEBで施設予約できることは進歩しています。連盟登録クラブを優先した形で進めてもらいたいです。坂戸以外の団体や長時間取るクラブもあり、取りづらい状態です
- ・市が主体となった初心者講習会を開いてほしい（全6～10回）
- ・第二多目的グラウンドを少年野球、ソフトボール用に改修してほしい
- ・運動公園まで自動車に乗せてくれる運転者がいないため、せっかくの機会が不参加となるケースがあります。高齢者に向けた巡回バスを運航して頂くか、対策を講じてもらいたい
- ・野球場について、高校野球の県予選ができる球場にしてほしい。運動公園を全面リニューアルして、市民健康促進と憩いの場となるように望みます



5 レクリエーションスポーツ協会調査結果

(1) 団体・会員数について

① 団体・会員数の増減について

団体数、会員数ともに、半数の団体が減少傾向にあります。

- | |
|---|
| ・団体数 ① 増加傾向 … 0 団体 ② 減少傾向 … 3 団体 ③ 変化なし… 3 団体 |
| ・会員数 ① 増加傾向 … 0 団体 ② 減少傾向 … 3 団体 ③ 変化なし… 3 団体 |

② 増加・減少している理由について

団体・会員の減少理由として、少子高齢化や若者のスポーツ離れ、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限が挙げられました。

《減少理由》

- ・少子高齢化
- ・若者のスポーツ離れ
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動制限

③ 団体・会員数の増加対策について

入会への声かけや講習会の開催を実施していることが伺えます。

一方で、興味のない人への勧誘は行わないといった考え方も見受けられます。

《対策を講じている … 2 団体》

- ・入会への声かけ
- ・講習会の開催

《対策を講じていない … 4 団体》

- ・無理に勧誘しても持続しない（自発的に興味を持てる人でないと無理）ため
- ・周知しようとしていないため

④ 団体・会員数増加のために必要だと考えられる具体的な取組について

広報活動や実際に体験してもらうことが団体・会員数増加に結び付くという意見が出ています。

- | |
|------------------------------------|
| ・各団体の活動状況を広報等に掲載する |
| ・その競技を楽しみながら健康維持ができる、ということを経験してもらう |
| ・周知されるようなアクションをする |

(2) 外部指導員について

① 外部指導員の要請への対応について

半数以上の団体が、「わからない」と回答しています。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ・すでに応じている … 0団体 | ・要請があっても応じない… 1団体 |
| ・要請があれば応じる… 0団体 | ・わからない… 4団体 |
| ・無回答… 1団体 | |

② 部活動の地域移行について

半数の団体が、「どちらかといえば賛成」と回答しています。

- | | |
|------------------|------------------|
| ・賛成… 0団体 | ・どちらかといえば反対… 0団体 |
| ・どちらかといえば賛成… 3団体 | ・反対… 0団体 |
| ・わからない… 2団体 | ・(無回答) … 1団体 |

③ 部活動の地域移行への協力ができることについて

主に場所の貸出や補助としての協力が挙げられています。

- | | |
|---------|-----------|
| ・集会所の使用 | ・補助としての協力 |
|---------|-----------|

(3) 坂戸市民総合運動公園について

多くの団体が、「全面的にリニューアルしてほしい」または、「利用頻度の高い施設などから部分的に改修していく」と施設の改修を求めています。

- | | | |
|-------------------------------|-------------|-----------|
| ・全面的にリニューアルしてほしい… 3団体 | ・現状のまま… 0団体 | |
| ・利用頻度の高い施設などから部分的に改修していく… 2団体 | | |
| ・わからない… 0団体 | ・その他… 0団体 | ・無回答… 1団体 |

(4) 坂戸市のレクリエーションスポーツ振興について (自由記入)

若い人に向けた意見や世代交代に関する意見が出ています。

- | |
|---|
| ・若い人にスポーツの楽しさを教えること |
| ・以前は、振興に力をいれていたかもしれないが、今はそう感じない。惰性で続けている感じがする。ずっと同じ人がトップをやっていると思うので、5～10年(最低でも)で変わった方が新しい考えなどが加わり、いいのではないかと思う |

6 障害者団体連絡会調査結果

(1) 現在のスポーツ実施状況について

ウォーキングやラジオ体操等の簡単な運動を取り入れている団体が見受けられます。また、小規模な運動会やレクリエーション活動の機会を設けている団体もあります。

- ・水泳、球技、空手、サイクリング
- ・散歩、ウォーキング、ラジオ体操
- ・行事としてスポーツ交流会、ミニ運動会、ストレッチ等体操

(2) 今後行いたいスポーツについて

音やダンスで体を動かすことができるといったように、誰もが参加できるレクリエーションの要素を組み込んだスポーツを実践したいという声がありました。また、ウォーキングやストレッチのような簡単なスポーツや、ボッチャ、ブラインド卓球、車椅子スポーツ等の障害者スポーツが挙げられました。

- ・サッカー
- ・バドミントン
- ・水泳
- ・テニス
- ・バスケットボール
- ・体操
- ・ウォーキング
- ・卓球
- ・高齢者でも体を動かせるような取組（ストレッチ、ヨガ等）
- ・ボッチャ
- ・ボウリング
- ・的あて
- ・簡単な誰もが参加できるスポーツ・レクリエーションを一般のスポーツ大会に組み込む。たとえば、音やダンスで体を動かすことができるもの
- ・ダウン症児者に特化した運動遊び
- ・ブラインド卓球

(3) 今後行いたいスポーツの課題について

結果にこだわらず、遊び感覚でスポーツを行うことができるようになることやボランティアの協力や指導者の確保、情報発信、スポーツ用具の充実が挙げられました。

- ・ 結果を求めなく、楽しむだけでもいいスポーツ
- ・ 遊び感覚でも気軽に参加できるような場所
- ・ 講師の確保や情報保障
- ・ 年齢層や体力面等の違いがあるため、種目や実施方法の工夫
- ・ 幅広い市民が障害のある人のことを自然に気づくようなスポーツ活動。障害のない人と一緒に行うレクリエーション
- ・ ダウン症児者に特化した運動遊びを無料で教えてくれる講師
- ・ 近くでできる場所と設備
- ・ サポートやブラインド卓球用の台の準備が必要となる
- ・ ボランティアの協力
- ・ 視覚障害用のスポーツ用具（音の出るピンポン球やサッカーボール）の貸出
- ・ 公共施設でボッチャ等ができる設備

(4) 障害者スポーツの推進について（自由記入）

一般の方たちと障害者の方たちが共に障害者スポーツに対して意識を深めていくことができるような取組が挙げられました。

- ・ 障害がある人もない人も一緒に楽しめるスポーツがもっと普及してほしい
- ・ 学校でもパラリンピック競技を体験できる様な機会があるといい
- ・ 障害児の年齢が若いうちに楽しく親しめるよう、スポーツに取り組んでいくことができる環境が必要
- ・ デフリンピック、パラリンピック、全国障害者スポーツ大会、障害別の各競技大会等の知名度がまだ低く、一般の人たちだけでなく障害者自身も知らないことが多いため、大会そのもののPRだけでなく、市内在住の障害者で好成績をあげた選手の紹介等、ホームページや市広報等で積極的に発信していただきたい
- ・ デフリンピックやパラリンピック等で活躍した選手による講演やスポーツ教室を開催したらどうか。また、坂戸市で開催している一般市民向けのスポーツ大会等に関わっていただく等、一般市民にも目に見える形でアピールしたらどうか
- ・ 坂戸市の障害者スポーツ大会が再開できると良い
- ・ みんなでやることで、楽しく、わきあいあいとした雰囲気を感じることができる
- ・ 年1回程度の体験ではなく、日頃から楽しめる設備、スペースが必要
- ・ 一般のスポーツ大会の中に障害者スポーツコーナーを併設したほうが良い

第4章 スポーツ推進に向けたこれまでの取組

スポーツ推進において、本市が取り組んできた主な内容は、以下のとおりです。

1 スポーツ活動の推進

(1) スポーツ教室等の開催

市民総合運動公園と健康増進施設において各種スポーツ教室等を開催してきました。また、スポーツに関するノウハウを持つ指定管理者に施設の運営を委託し、スポーツの基礎や遊びの中から身体を動かすことの楽しさを学び、子どもの運動能力向上を図ることを目的とした、スポーツに親しむことのできるイベントを開催してきました。コロナ禍により、スポーツ教室等を開催できない時期もありましたが、市民のスポーツを行うきっかけづくりや健康づくりを推進するためにも、スポーツに関するノウハウを持つ団体と連携し、引き続き、スポーツ教室等を開催していくことが必要となります。

(2) スポーツ大会の開催

スポーツフェスティバル、チャリティマラソンを中心に各種スポーツ大会を開催してきました。令和2年度以降は、コロナ禍のため、ほとんどの大会を中止せざるを得ない状況となりましたが、令和4年度から、徐々に大会が実施されるようになってきています。また、スポーツフェスティバルでは、トップアスリートを招聘し、スポーツ教室を開催するなど魅力的なイベントの開催に努めてきました。

今後も各種スポーツ大会やイベントの活性化を図ることで、市民がスポーツを始めるきっかけづくりを推進していく必要があります。

(3) スポーツ団体等への支援・育成

体育協会、レクリエーションスポーツ協会については、団体への補助金の交付を行うほか、市と共済事業を実施するなど、活動支援を行ってきました。

また、全国・関東スポーツ大会の出場者へ補助金を交付し、大会出場者の経済的支援を実施してきました。

近年、価値観の多様化などにより、体育協会やレクリエーションスポーツ協会に加盟しない団体も存在していますが、本市全体のスポーツ振興の観点から、こうした団体に対して、連携の必要性について啓発を行い、協働によるスポーツ推進活動を進めていく必要があります。

また、協会自体も高齢化や担い手不足などの問題点を抱えていることから、担い手の育成にむけた支援のあり方についても検討していくことが必要です。

(4) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

学校を卒業するとスポーツに親しむ機会が少なくなる傾向にあるため、地域に根差している多種目・多世代・多志向のスポーツクラブが果たす役割は重要となります。

また、中学校の運動部活動は、生徒数の減少等様々な要因により、練習や試合に支障をきたしてしまうこともあり、こうした状況に柔軟に対応するためにも、総合型地域スポーツクラブ（以下、「クラブ」という。）と学校及び行政が連携を図ることが必要となります。

本市では、これまで、クラブの認知度の向上を図るため、スポーツフェスティバルにおいてダンス発表の機会を作るなど、クラブとの連携・強化に努めてきました。

クラブの果たす役割の重要性を鑑み、引き続き、支援及び連携の強化を進めていく必要があります。

(5) スポーツ指導者の育成・確保

スポーツ推進委員の派遣のほか、中学校の部活動の指導者不足に対応するため、クラブサポーターリングスタッフ、部活動指導員の派遣を行っています。

クラブサポーターリングスタッフについては、専門的な知識を持っている顧問がいない場合、学校からの要請により派遣を行うものであり、専門的な指導を行うことができていますが、部活動指導員は恒常的な指導者が必要なため、時間に余裕のある方しかできず、担い手が少ない状況が続いています。

指導者の後継者がいなくなってしまうとそのスポーツをする人が減少したり、新しいスポーツを展開しようとする場合に指導者がいないためスポーツを諦めてしまうこともあります。

そのため、引き続き、スポーツ指導者の担い手の確保に努めていくことが重要となります。

(6) 障害者スポーツの推進

令和2年度以降、コロナ禍により「坂戸市障害者ふれあいスポーツ大会」は中止が続きましたが、令和5年度から「坂戸市パラスポーツふれあい交流会」に名称を変更し、障害のあるなしに関わらず、スポーツを通じて親睦と相互理解が図られるよう、取組を推進しています。

障害のある人が定期的にスポーツを行うためには、障害のあるなしにかかわらず、ともにスポーツに親しむという意識を醸成し、親睦や相互理解を深めることが必要であることから、今後も「坂戸市パラスポーツふれあい交流会」を通じて、障害のある方を含めスポーツに親しむ機会を創出していくことが求められます。

(7) 多様なスポーツの推進

本市では、平成 29 年度に、「ラジオ体操サミット・ラジオ体操フェスタ 2017in 川越」において、ラジオ体操普及宣言を行い、健康と地域の絆づくりのため、ラジオ体操のさらなる普及に努めています。

また、特別な道具や施設を必要とせず、気軽に簡単に始めることができるスポーツとして、ウォーキング大会を開催してきました。

健康志向の高まりにより、市民のスポーツへの意識は、ますます多様化していることから、今後もラジオ体操やウォーキング大会をはじめとした多様なスポーツを推進することで、市民のスポーツに親しむ機会の創出につなげていく必要があります。

「スポーツ活動の推進」として取り組めたこと

- ・スポーツ教室の開催
- ・スポーツ大会（スポーツフェスティバル、チャリティマラソン等）
- ・トップアスリートを招請したスポーツイベントの開催
- ・総合型地域スポーツクラブの認知度の向上
- ・スポーツ団体（坂戸市体育協会、坂戸市レクリエーションスポーツ協会等）の活動支援
- ・全国・関東スポーツ大会出場者への補助金等の支援
- ・スポーツ推進委員の派遣
- ・中学校部活動クラブサポータースタッフ及び、部活動指導員の派遣
- ・坂戸市パラスポーツふれあい交流会の開催
- ・多様なスポーツ教室等の実施
- ・多様なスポーツ大会の開催
- ・夏休みのラジオ体操出席カードや粗品の配布
- ・ウォーキング大会の実施

「スポーツ活動の推進」として取り組めなかったこと

- ・新型コロナウイルス蔓延期間中におけるスポーツ教室の開催
- ・新型コロナウイルス蔓延期間中におけるスポーツ大会（スポーツフェスティバル、チャリティマラソン等）
- ・新型コロナウイルス蔓延期間中におけるトップアスリートを招請したスポーツイベントの開催
- ・体育協会やレクリエーションスポーツ協会未加入団体への支援のための状況把握や連携の検討
- ・スポーツの多様化に伴うニュースポーツ・レクリエーション活動等の新規団体の育成・支援
- ・新型コロナウイルス蔓延期間中における坂戸市障害者ふれあいスポーツ大会の開催

2 子どもの体育・スポーツの推進

(1) 幼児期からの取組

市民総合運動公園、健康増進施設において、自主事業として幼児から小学生までを対象とした教室を開催してきました。本教室では、多くの方が参加し、スポーツの基本動作を学んでいます。

子どもがスポーツと触れ合う機会をつくり、身体の使い方や投げ方、走り方などスポーツの基礎を学び、大人になっても継続してスポーツに親しむ習慣づくりを行うためにも重要な取組であり、引き続き、子どもが「体を動かす遊びは楽しい」と思える工夫を凝らしながら、事業を継続していくことが重要と考えられます。

(2) 学校体育の充実

体育授業では、体を動かすことが楽しいと実感できるような学習体験の拡充に努めるとともに、小学校の水泳指導、中学校の柔道指導には、外部の専門講師を招聘し、授業の一層の充実に努めてきました。また、各小・中学校においては、体育的な行事や活動に積極的に取り組むよう努めてきましたが、コロナ禍により一部活動が制限されるなど、必ずしも思うような結果につなげることが出来ませんでした。

今後は、新型コロナウイルスなどの感染症拡大の状況に留意しながら、徐々に活動を再開していくことで、スポーツを通じた子どもの健全な発育や生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現につなげていくことが必要と考えられます。

(3) 学校等における運動部活動の充実

部活動指導員及びクラブサポータースタッフ（外部指導員）の活用等による指導者の確保に努めていますが、部活動指導員は減少傾向となっています。

また、運動部活動への加入を希望する障害者に対しては、生徒の特性に応じて学校が個々に対応しており、特別支援学級に通う生徒の希望に応じて、部活動を選択できている一方、運動部活動の選択肢が限られているなどの課題も残されています。

今後は、体育協会など関係団体と連携を図り、部活動指導員及びクラブサポータースタッフ（外部指導員）を積極的に活用し、指導者の確保・充実に努めるとともに、障害者に対しては、障害の特性に配慮した指導を行い、運動部活動への加入を希望する障害者が、より一層スポーツに親しめる環境づくりを進めていくことが必要となります。

(4) 学校体育・スポーツと地域スポーツ（地域社会）との交流

中学校の運動部活動と地域スポーツの交流、運動会・体育祭などの学校体育・スポーツ行事を通じた地域住民との交流、学校体育施設の地域住民への開放など、様々な取組を予定していましたが、コロナ禍により、すべての取組を実施することが出来ませんでした。

スポーツを通じた学校と地域スポーツの交流は、地域の活性化の面からも重要であり、今後は、感染状況を見極めながら、活動を再開していくことが望まれます。

「子どもの体育・スポーツの推進」として取り組めたこと

- ・ 幼稚園・保育園・児童センターでの運動遊び等の積極的な取り入れ
- ・ 市民総合運動公園、健康増進施設での親子スポーツ教室等の親子でスポーツを楽しみ、スポーツの基本動作を学ぶ機会の提供と多くの参加者の獲得
- ・ 学校全体で組織的に体育に取り組むこと
- ・ 外部専門講師の招聘（小学校の水泳指導や中学校の柔道指導）
- ・ 障害者の障害に応じた体育授業の実施
- ・ 坂戸市立小・中学校体育施設の地域住民への開放
- ・ 中学校における運動部活動の部活動指導員の配置
- ・ 体育協会など関係団体から、クラブサポータースタッフ派遣事業の継続
- ・ 特別支援学級に通う生徒の希望に応じた部活動の充実
- ・ 運動会・体育祭などの学校体育・スポーツ行事を通じた地域住民との交流

「子どもの体育・スポーツの推進」として取り組めなかったこと

- ・ 中学校の運動部活動と総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツとの交流



3 スポーツ環境の整備と充実

(1) スポーツ施設の整備

坂戸市民総合運動公園は、令和4年度から指定管理者が更新され、引き続き民間のノウハウを活用した魅力ある施設の運営管理を行っています。また、令和4年度には第一多目的運動場を天然芝から人工芝に替える工事を実施し、令和5年度4月1日から一般に開放しています。

健康増進施設においても、令和元年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用した魅力ある施設の運営管理を行っています。

また、近隣公園のように比較的規模の大きな公園では、グラウンドを併設しスポーツの場として提供を行っており、街区公園のように身近な小さい公園では、オープンスペースを活用し、グラウンド・ゴルフやゲートボールなどのスポーツの場の提供を行っています。

今後も、スポーツ施設の計画的な維持・管理を通じて、市民が気軽に利用できる環境整備に努めていくことが必要と考えられます。

(2) 学校体育施設開放の推進

現在、小中学校の体育施設について、学校の教育活動に支障のない範囲で開放しており、広い敷地でスポーツができることや、学校内にある器具等も利用できることなどから、スポーツの普及促進に大きく寄与しています。

今後は、小中学校の学校開放の利用状況を見ながら、市内にある高校や大学の体育施設の開放について検討を進めるなど、身近な場所でスポーツに親しむことができる場の充実に努めることで、市民のスポーツを行うきっかけづくりやスポーツ活動の推進につなげていくことが必要と考えられます。

(3) その他公共施設の利用

地域交流センターや公共施設などにおいて、スポーツイベントを開催するなど、地域のスポーツの普及・促進に努めるとともに、児童センターでは、乳幼児や小学生を対象とした事業を実施するなど、子ども達が楽しみながら体を動かす環境づくりに取り組んでいました。

今後も、各公共施設の適正な維持・管理を推進することで、身近な場所でスポーツに親しむことができる場を確保し、市民のスポーツを行うきっかけづくりやスポーツ活動の推進につなげていくことが必要と考えられます。

(4) 情報提供体制の拡充

スポーツの普及と推進を図るため、広報さかどやスポーツ坂戸等の紙媒体やマスメディアを活用し、スポーツに関する様々な情報提供を行ってきました。

スポーツの普及と推進を図るうえで、情報提供は重要な取組であり、引き続き、市民の要望に正確かつ迅速に応えられるよう、様々な媒体を活用した情報発信を強化していく必要があります。

取り組んだこと

- ・民間のノウハウを活用した魅力ある施設の運営管理
- ・各公園でのスポーツの場の提供
- ・ウォーキングコースの設定と環境整備・充実
- ・体育施設の開放、夜間照明施設の貸出
- ・公民館、交流センター、児童センター、市内レクリエーション施設の活用
- ・スポーツに関する情報発信

取り組めなかったこと

- ・坂戸市民総合運動公園及び健康増進施設の老朽化に伴う改修・修繕
- ・県立高等学校や市内にある県立以外の高等学校及び大学の体育施設の開放



第5章 計画策定に向けた課題

第5章 計画策定に向けた課題

1 時代潮流を踏まえた課題

令和2年度に世界的な規模で新型コロナウイルス感染症が拡大したことによる東京2020オリンピック・パラリンピックの延期と翌年の令和3年度に東京2020オリンピック・パラリンピックが原則無観客で開催されたことに加え、全国的な少子高齢化の加速、スポーツ参画者やそれを支える担い手の不足、AI等の普及による先端技術を取り入れたスポーツの推進を受け、時代の流れは変化しつつあります。

国はこれを踏まえ、令和4年度から令和8年度を対象に、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針である「第3期スポーツ基本計画」を策定し、以下の新たな3つの視点を取り入れることとしています。

《国の新たな3つの視点》

スポーツを「つくる／はぐくむ」

「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる

スポーツに「誰もがアクセス」できる

また、県は令和5年度から令和9年度を対象に「第3期埼玉県スポーツ推進計画」を策定しました。「第3期埼玉県スポーツ推進計画」では、「第2期埼玉県スポーツ推進計画」期間中に県で開催されたラグビーワールドカップ2019日本大会と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がもたらした功績を次世代に引き継ぎ、新たなスポーツの価値を生み出すことを目指し、以下の基本目標を設定しています。

《県の基本目標》

すべての県民にスポーツを
～誰もが生涯に渡る充実したスポーツライフを～

多彩なスポーツの機会創出
～県民一人一人がスポーツの価値を享受～

県民に夢と希望を与える埼玉トップアスリートの輩出
～スポーツ先進県埼玉の更なる発展～

社会におけるスポーツの力の発揮
～スポーツを通じた活力のある社会の実現～

今後、市のスポーツ推進を図る上では、こうした時代潮流や国・県の方向性を勘案することが求められます。

2 本市のスポーツを取り巻く現況を踏まえた課題

本市のスポーツを取り巻く現状やアンケート調査結果から見えた市民ニーズ等を踏まえ、本計画での課題を整理すると、以下のとおりとなります。

コロナ禍を経てのスポーツ活動の再開や自身のライフスタイルに合わせたスポーツ活動の推進を図るとともに、スポーツを楽しむきっかけづくりとして、ディスコンをはじめとしたニュースポーツの普及等、多様なスポーツに触れる機会を創出していく必要があります。また、地域のスポーツ活動がにぎわいをみせていることから、スポーツを通してさらなる地域の活性化を目指していくことも必要です。

本計画では、これらの課題に対応する取組を重点化するなど、本市ならではの施策を展開していきます。

《本市のスポーツを取り巻く現状とアンケート調査結果を踏まえた課題の整理》

現状を踏まえた問題点	課題
本市のスポーツを取り巻く現況より	
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のためスポーツ大会・スポーツイベントを中止したことによる参加者の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナにおけるスポーツ大会・スポーツイベントに参加者を呼び戻す取組
アンケート調査より	
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ実施率の停滞 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ実施率の上昇につながる取組
<ul style="list-style-type: none"> ・自身の身体ケアを目的としてスポーツを行っている人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに応じたスポーツ活動の展開・活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツが好きな人の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを楽しむきっかけづくり ・部活動の地域連携・移行の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生のスポーツ離れ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・きっかけがないためスポーツに取り組めない人が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルに合わせたスポーツ活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・多忙によってスポーツに取り組めない人が多い 	
<ul style="list-style-type: none"> ・地区、地域のクラブ、同好会の興隆 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツを通じた更なる地域活性化
<ul style="list-style-type: none"> ・女性と若年層を中心にスポーツ観戦者が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観戦の普及
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ観戦に興味のない中学生が多い 	
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティアの参加者が少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツボランティアの参加促進
<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツイベント等の手伝いに関心のある方が少ない 	
<ul style="list-style-type: none"> ・指導者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者への支援体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・大会、イベント等の情報のニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備・充実のニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の整備・充実
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ団体、会員数の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツの認知度が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツの推進

第6章 計画の基本的な考え方

第6章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

スポーツは、生涯を通して心身の発達をもたらし、健康増進や豊かな人間性を育むとともに、人と人との交流を通じて、つながりの大切さや絆を育む力があります。

また、スポーツを通じて、人々に夢や感動を与えるなど、「生きる力」を育むとともに、地域住民相互の新たな連携を促進し、地域の一体感や意識の醸成、地域活力を育む力があります。

本計画では、市民一人一人がスポーツに親しむことで、スポーツの持つ様々な力を享受し、明るく豊かな市民生活、活力ある社会の実現につなげていくことを目指し、基本理念を次のとおり定めます。

『スポーツに親しみ、 健やかな心身と絆を育むまち、さかど』

2 全体目標

基本理念に基づいて、計画全体の基本目標を次のとおり定めます。

在学中は、クラブ活動や体育の授業により一定のスポーツ活動を行いますが、卒業後は定期的にスポーツに触れる機会は意識しないとつukれないことから、

『成人の週1回以上のスポーツ実施率を60%以上にします』

前回計画では、計画終了年次（令和5年度）のスポーツ実施率を60.0%と設定し、各種施策の展開を図ってきました。しかしながら、コロナ禍により、市民の外出機会の低下や様々な取組が中止せざるを得ない状況となり、令和4年度時点の実施率は43.6%と目標値を大きく下回る結果となりました。

昨今、新型コロナウイルス感染症が第5類に分類され、行動制限も解除されたことから、本計画では、改めて前回計画の目標値を達成することを目標とし、スポーツ実施率を60.0%として設定することとします。

なお、目標値の達成にむけては、特に、スポーツ実施率が低い30代～40代の実施率の向上を目指し、取組の重点化を図っていくこととします。

〈成人の週1回以上のスポーツ実施率〉



3 基本目標

市民がスポーツに親しめるように、以下の3つの基本目標を設定します。

(1) 市民のスポーツ活動の推進

本市のスポーツ実施率は、働く世代・子育て世代である30代から40代において低く、その要因としては「家事などで忙しく時間がない」が突出しており、そうした世代にスポーツを促進することが課題となります。

スポーツには、青少年の健全な育成にとって、身体の健全な成長の促進やスポーツによる仲間との交流を通じた豊かな人間関係がもたらされるといった効果があり、また、スポーツを楽しみながら適切に継続して行うことは、生活習慣病の予防などを含め、全世代における心身の健康増進に繋がることから、誰もが楽しんで、スポーツに参画できるように、ライフステージに応じたスポーツの推進やパラスポーツの普及・啓発に取り組みます。

(2) 多様なスポーツ機会の創出

多様化する市民のスポーツに対応するためには、「指導者の数や質の確保が難しい」ことから、指導者の育成、人材確保が課題となります。

充実したスポーツ活動を推進するためには、スポーツに適した環境を創出するとともに、次世代のスポーツを支える指導者等が必要となります。そのため、市内でスポーツ活動ができる場づくりを進めるとともに、指導者等の人材の育成・強化を図る等、多様なスポーツに挑戦できる機会の創出を目指します。

(3) スポーツを通じた地域活力の創出

地域コミュニティが希薄しており、身近な地域においてスポーツに接する場が減少している中で、スポーツを通じていかに「人と人とのつながり」を築いていくかが課題となります。

スポーツは年齢、性別、国籍、人種、文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが親しむことができるものであり、スポーツを通じて他者への理解、共感、敬意を育み、スポーツが共生社会の実現に貢献することが期待されています。また、人口減少や高齢化が進む中、地域コミュニティのつながりの強化や地域の魅力づくり等、スポーツによる地域の活性化が期待されています。そのため、人と人がスポーツを通じてつながる社会を創造するとともに、地域の活性化につながるスポーツの取組を推進します。

4 成果指標

各基本目標の効果を検証するための成果指標を設定します。

(1) 市民のスポーツ活動の推進

子育て世代（30～40代）の週1回以上のスポーツ実施率（%） （市民アンケート調査結果）	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
	24.0	40.0
市内のスポーツ施設の延べ利用人数（人） （スポーツ推進課集計）	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
	319,281	500,000

(2) 多様なスポーツ機会の創出

市民総合運動公園及び健康増進施設において開催される各種教室の延べ参加者数（人） （スポーツ推進課集計）	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
	25,823	40,000
国や県、坂戸市、体育協会、地区などが行うスポーツ行事、スポーツ教室などへの参加経験（%） （市民アンケート調査結果）※	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
	16.6	40.0

※「参加した」、「応援、見物をした」と回答した人の合計

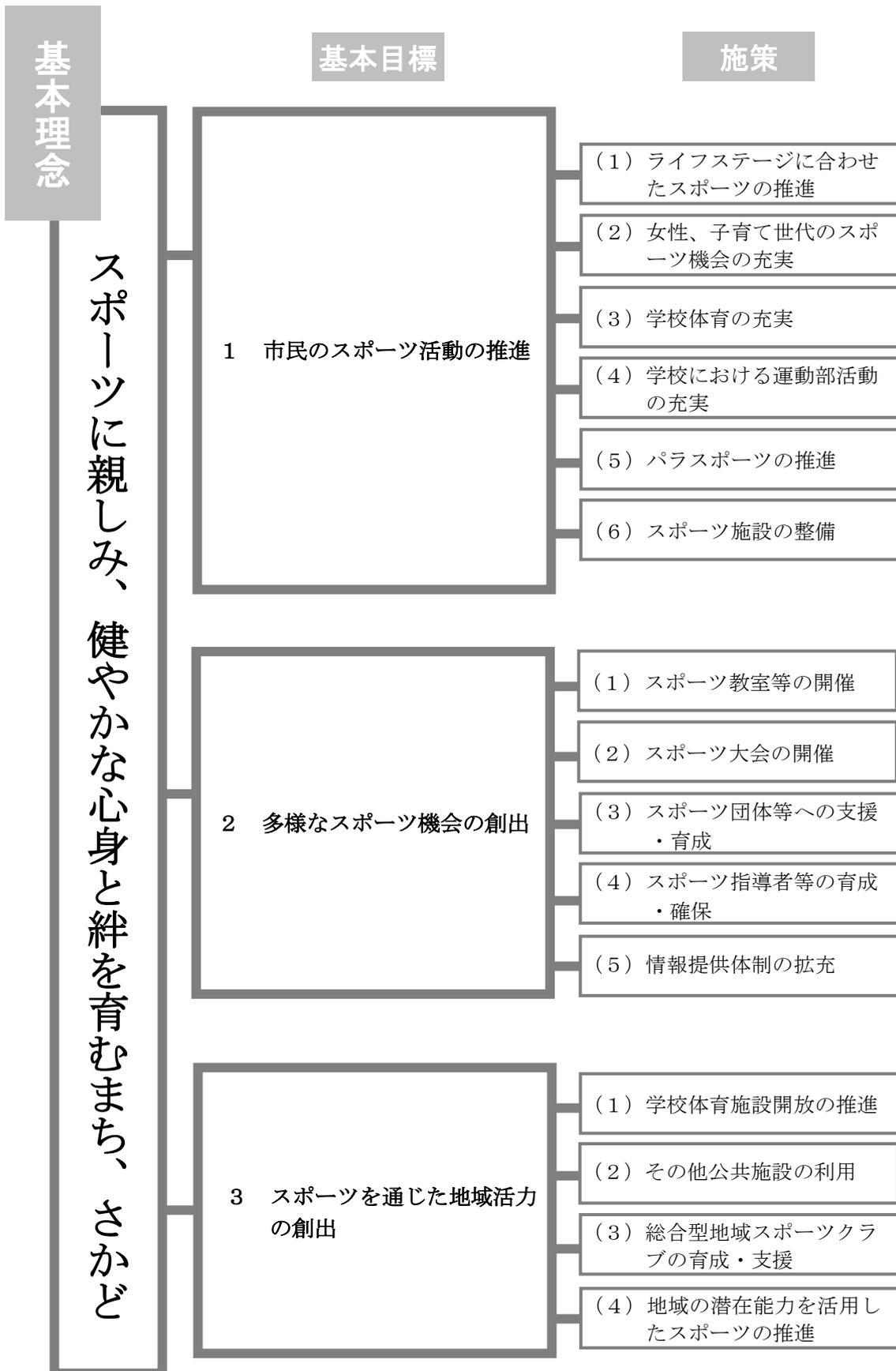
(3) スポーツを通じた地域活力の創出

学校開放施設利用回数（回）（スポーツ推進課集計） （現状値は小学校・中学校）※	現状値 （令和4年度）	目標値 （令和15年度）
	7,913	12,000

※今後は、中学校の学校開放の利用状況を見ながら、市内にある高校や大学の体育施設の開放について検討を進めます。



5 施策の体系



第7章 スポーツ推進に向けての取組

1 市民のスポーツ活動の推進

(1) ライフステージに合わせたスポーツの推進

スポーツの習慣化は心身の健康に繋がることから、生涯を通してスポーツの継続ができるように、ライフステージに合わせたスポーツを推進します。幼少期、小・中学生期、成人期、高齢期ごとの適正に合わせて、取組を展開します。

取組	取組内容	区分
幼児期からの取組	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園・児童センターにおいて、継続して運動遊び等を積極的に取り入れます ・心身の健全な発達のために、幼少期からスポーツに親しみをもつことで、大人になっても継続してスポーツに親しむ習慣を身につけるため、市民総合運動公園、健康増進施設において、指定管理者の自主事業として幼児から小学生までを対象とした教室を開催します ・親子スポーツ教室等親子で参加する教室の開催に努め、親子で楽しむことができるスポーツ機会を提供します 	継続
小・中学生期（7～15歳）におけるスポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒を対象としたスポーツの技能を獲得する教室を開催するなど、市内各施設の指定管理者と連携して、各年代に対しての事業開催を検討します 	新規
成人期のスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・成人期は、学業や仕事、家事、子育てなどに忙しく、スポーツに時間を割くことが難しい時期であるため、様々なニーズに応じ、自分にふさわしいスタイルでスポーツ活動が行えるように、スポーツ活動を推進します 	新規
高齢期のスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のスポーツに期待される役割は、個人の体力や目的に応じて、スポーツ活動を生活に取り入れ、継続的に取り組んでいくことであるため、高齢期を心身ともに健康でいきいきと過ごせるように、スポーツ活動を推進します 	新規

(2) 女性、子育て世代のスポーツ機会の充実

スポーツ実施率の低い女性や子育て世代のスポーツ機会の充実を図り、スポーツを継続しやすい環境整備を促進します。また、子育てを終えた世代がスポーツをはじめられるように、手軽なスポーツを推進し、健康増進を図ります。

取組	取組内容	区分
手軽なスポーツの推進	・体力に自信のない方でも手軽に取り組むことができるストレッチやヨガなどのスポーツ活動を推進します	新規
女性、子育て世代のスポーツに向けた環境整備	・女性、子育て世代がスポーツ活動に参加しやすいようにするためのスポーツ大会やイベントにおける環境づくりを促進します	新規 重点

(3) 学校体育の充実

学校生活において、誰もが、授業を通じてスポーツに触れる機会があります。学校体育は、スポーツを好きになるかどうか、その後のライフステージの分岐点の一つとなるため、健全な発育や生涯にわたる豊かなスポーツライフが実現できるように努めます。

子どもが「体を動かすことは楽しい」と思うようになるためには、体育の授業において、ひとつでも得意な種目を見つけ、苦手な種目をなるべく作らせないとといった取組が大切です。これにより、学校や教育委員会全体でスポーツの意義を共有し、教員を支援するとともに、教員の指導力向上や体育的な行事への参加の推進を図ります。また、教員が運動の特性を理解し、児童生徒が互いに学び合うことで、運動することの楽しさを伝えられるように日々の授業実践や研修等を強化するとともに、障害のある児童や生徒の体育の指導に際しては、障害を理解し根気強く指導できる指導者の育成を推進します。

取組	取組内容	区分
体育授業の充実	・体を動かすことが楽しいと実感できるような学習体験の拡充に努めます ・小学校の水泳指導、中学校の柔道指導には、外部の専門講師を招聘し、授業の一層の充実に努めます	継続
体育的行事・活動の充実	・各小・中学校において、体育的な行事や活動に取り組むよう努めます	継続
障害を理解した体育授業の実施	・教員が障害を理解した体育の指導に努め、子ども一人一人に合った場の設定や指導方法を工夫します	継続

(4) 学校における運動部活動の充実

中学生時代にどのような部活動を選ぶかは、生涯スポーツを始める大きなきっかけとなることから、「坂戸市立中学校の部活動方針」に従い、運動部活動の充実及び環境整備を推進します。

特に、経験のない種目を教員が指導することには限界があるため、体育協会の協力を得て、部活動指導員及びクラブサポーターティングスタッフを積極的に活用し、指導者の確保を図ります。また、部活動の地域連携・移行等に向けた取組を推進します。

特別な支援が必要な生徒に対しては、障害の特性に配慮した指導を行い、運動部活動への加入を希望する生徒がスポーツに親しめるように努めます。

取組	取組内容	区分
部活動指導員及びクラブサポーターティングスタッフの活用等による指導者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・特別非常勤職員として部活動指導員を配置するとともに体育協会など関係団体と協力し、クラブサポーターティングスタッフ派遣事業を継続して実施します ・クラブサポーターティングスタッフを増員し、指導者の確保を行います 	継続
特別な支援が必要な生徒の特性に配慮した部活動運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運動部活動への加入を希望する生徒がスポーツに親しみやすい部活動の運営に努めます 	継続
運動部活動数の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒減少数を見据えた運動部活動数の適正化について研究することで、実効的かつ効果的な運動部活動の充実を図ります 	新規
部活動の地域連携・移行等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・少子化が進む中、生徒の多様なニーズに応え、運動部活動を推進するために、地域連携・移行等に向けた協議体の設置や人材の確保、指導者育成に取り組むための体制づくりに努めます 	新規 重点



(5) パラスポーツの推進

障害の種類・程度に応じ、障害のある人が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進します。各障害者団体においては、障害の特性に応じてボッチャなどを行うほか、スポーツフェスティバルなどを通じてパラスポーツ体験を実施し、普及を図ります。また、障害のあるなしにかかわらず、パラスポーツふれあい交流会などを通じて、親睦と相互理解が図られるよう努めます。さらに、障害を理解し、障害の特性に応じて指導できる指導者やボランティア活動ができるスタッフを確保します。

取組	取組内容	区分
パラスポーツ大会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人が参加できるイベント等を開催し、スポーツに親しむ機会を作ります ・ 坂戸市パラスポーツふれあい交流会を通して、障害のあるなしに関わらず、スポーツを通じて親睦と相互理解が図られるよう努めます 	継続
障害者のスポーツ活動への支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人がスポーツに親しむことができるよう関係諸機関と連携し、支援体制の整備を図ります 	継続
環境の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ施設については、機会を捉えてバリアフリーやユニバーサルデザインに基づいた誰もが利用しやすい環境を整えるとともに、健常者におけるパラスポーツの理解促進を図り、障害者にとってスポーツのしやすい環境づくりに努めます 	継続



(6) スポーツ施設の整備

市民が適性に応じて自主的にスポーツに親しむためには、スポーツを行う場所を確保することが重要となるため、「第7次坂戸市総合計画」との整合性を図り、財政状況を勘案しながら、計画的な社会体育施設の整備・充実、公園・学校・地域交流センター等の施設の有効活用を図ります。

また、市内の公共スポーツ施設は開設してから年数が経過しているものもあり、計画的に改修工事を実施します。

取組	取組内容	区分
市民総合運動公園の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上を図るため、民間のノウハウを活用した魅力ある施設の運営・管理を行います ・長寿命化計画、坂戸市公共施設等マネジメント計画に基づく各施設の計画的な維持・管理を進めるとともに、施設の耐震対策を進めます 	拡充
健康増進施設の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上を図るため、民間のノウハウを活用した魅力ある施設の運営・管理を行います ・坂戸市公共施設等マネジメント計画に基づく計画的な維持管理やスポーツの場づくりの拡充を図ります 	継続
運動公園・都市公園の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的規模の大きな公園にグラウンドを併設し、スポーツの場として提供します ・小さい公園についても身近なスポーツ施設として、引き続き、活用を図ります ・河川区域を占用し、引き続き、運動公園として活用を図ります 	継続



2 多様なスポーツ機会の創出

(1) スポーツ教室等の開催

生涯にわたる健康や体力の保持増進において、主体的な運動やスポーツに取り組む習慣が重要であるため、地域においてスポーツの魅力を実感できる機会と場の充実に取り組めます。

スポーツ教室は、スポーツを始めるきっかけづくりとして、また技術・体力の向上や仲間づくりの場として重要な役割を担っています。サークルづくりの契機や、継続してスポーツに親しむこと、様々なスポーツの体験ができる機会を提供していきます。市民がより多様なスポーツを気軽に楽しむためには、スポーツを行う機会を創出することが重要であるため、スポーツに関するノウハウを持つ団体と連携し、スポーツが好きになるような教室を開催していきます。

取組	取組内容	区分
生活スタイルに応じたスポーツ教室等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室等の開催時間や曜日を考え、様々な生活スタイルの市民が参加しやすいスポーツ教室等を開催します ・市民総合運動公園と健康増進施設において各種スポーツ教室等を開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりや健康の維持増進を図ります 	継続
スポーツを好きになるスポーツ教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・興味をもってもらえるスポーツ教室等を開催することで、多くの市民がスポーツを好きになってもらえるよう努めます 	継続
各団体と連携したスポーツ教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市民がより多様なスポーツを気軽に楽しむためには、スポーツを行う機会を創出することが重要であるため、スポーツに関するノウハウやマンパワーを持つ体育協会をはじめとする団体と連携していきます。また、大学との連携によるスポーツ教室の開催等についても検討していきます 	拡充 重点



(2) スポーツ大会の開催

身近で行われるスポーツ大会は、スポーツを始めるきっかけづくりに加えて、スポーツに関心のなかった人が関心を持つ絶好の機会となるため、世代を超えて気軽に楽しむことのできる大会やイベントとして、継続して実施するよう努めます。

スポーツ実施率の目標値を達成するために、スポーツ大会の開催は有効な手段の一つであると考えられますが、実施方法や内容などは今後検討する必要があります。

取組	取組内容	区分
各種大会の継続的な実施と充実	・幅広い世代を対象とし、世代を超えて気軽に楽しむことのできるスポーツ大会については、適宜見直しながら、継続して開催するよう努めます	拡充 重点
魅力的なイベントの開催	・トップアスリートによるスポーツイベント等創意工夫し、魅力的なイベントを開催するよう努めます	継続

(3) スポーツ団体等への支援・育成

市民の生涯スポーツの振興を図るためスポーツ・レクリエーション団体への活動支援及び新規団体の育成を支援します。

体育協会やレクリエーションスポーツ協会は、市との共催事業を行うほか、各加入団体が独自に活動し、スポーツ振興の多くを担っているため、中心的な役割を果たすことが期待されます。

取組	取組内容	区分
スポーツ団体の活動支援	・体育協会やレクリエーションスポーツ協会に対し、補助金の交付を行うほか、市と共催事業を実施します。また、団体の活動を通して、スポーツの担い手の育成に努めます	継続
協会未加入団体の把握・連携の検討	・各協会未加入団体を把握し、連携の必要性について普及・啓発を行います	継続
新規団体の育成・支援	・スポーツの多様化に伴うニュースポーツ、レクリエーション活動の新規団体の育成や支援を行います	継続
全国・関東スポーツ大会出場者への支援	・全国大会や関東大会の出場者へ補助金を交付し、大会出場者の経済的支援を実施します	継続
スポーツ団体の組織力・ガバナンス強化	・スポーツ団体の自主的・自律的なガバナンス強化を促し、スポーツ団体の組織運営の透明化を図ります ・スポーツ協会、障害者スポーツ協会等と連携し、競技団体、地域のスポーツ団体等に対し、規模や競技志向に関わらず、それぞれの団体が自主的・自律的なガバナンス改革を実行できるよう、研修等の実施について検討していきます	新規

(4) スポーツ指導者等の育成・確保

個々の競技力の向上や市民が安全にスポーツを楽しむためには、知識を持った適切な指導が必要であるほか、ハラスメントや暴力・差別の問題など、スポーツ・インテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）の向上が求められることから、各種スポーツ指導者講習会等研修情報を提供し、スポーツ指導者の養成支援及び資質の向上に努めます。

また、指導者不足によりスポーツが衰退することや、新しいスポーツの展開を諦めてしまうことがないように、埼玉県スポーツリーダーバンクの活用を促進するなど、指導者派遣の充実を図ります。

その他、企業・大学・民間スポーツクラブ等との連携について調査・研究し、指導者の確保に努めます。

取組	取組内容	区分
スポーツ指導者等の育成	・各種スポーツ指導者講習会等研修情報を提供し、資格取得を支援します	継続
ハラスメント・暴力・差別の根絶	・ハラスメント・暴力・差別のないスポーツ活動実現のため、指導者研修情報を提供することで、指導者の資質向上を支援します	継続
指導者派遣の充実	・埼玉県スポーツリーダーバンクの活用を促進します ・スポーツ推進委員の派遣を行います ・中学校の部活動の指導者不足に対応するため、部活動指導員の採用、クラブサポーターティングスタッフの委嘱を行います	継続
スポーツ指導者の確保	・企業・大学・民間スポーツクラブ等と連携を図り、指導者の確保について調査・研究します	継続
スポーツ推進委員の活性化	・スポーツ推進委員の人材確保に努めるとともに、スポーツ推進委員の研修を充実させることで、地域スポーツの推進役としての資質向上を図ります ・スポーツ推進委員の役割や重要性・必要性について、市民に浸透を図ることで、認知度の向上に努めます	新規



(5) 情報提供体制の拡充

本市におけるスポーツの普及と推進を図る上で、情報提供は大変重要であるため、市民の要望に正確かつ迅速に応えられるよう SNS 等を活用し、情報発信します。

また、各団体やスポーツ大会・イベント情報、スポーツ施設情報、健康に関する情報、市民総合運動公園等の利用情報などの充実に努めます。

取組	取組内容	区分
情報提供体制の拡充	<ul style="list-style-type: none">施設利用情報サービス、関係団体と連携したスポーツ情報サービスの充実に努めます広報さかど、スポーツ坂戸等の紙媒体や SNS 等を有効に活用した情報提供を行います	拡充



3 スポーツを通じた地域活力の創出

(1) 学校体育施設開放の推進

学校体育施設は、本市におけるスポーツの普及と振興を図る上で重要な活動拠点であり、地域の人にとっても定期的にスポーツ活動を行う拠点となっています。

地域スポーツの拠点として、学校・地域ともに互惠関係となるような制度の創設を検討します。

取組	取組内容	区分
市内学校体育施設の活用	・市内小中学校体育施設開放事業を継続します	継続
市内にある大学や高等学校の体育施設の活用についての検討	・現在、実施している小中学校の学校開放の利用状況を見ながら高校、大学等の体育施設について活用検討をします	拡充 重点

(2) その他公共施設の利用

スポーツ施設以外にもスポーツを行うことができる公共の施設は他にもあることから、老若男女を問わず全ての市民が少しでも体を動かすことができるよう有効活用を図ります。

取組	取組内容	区分
地域交流センターの管理・運営	・地域の拠点施設としての有効利用を促進します ・それぞれの施設と連携を図りながら気軽に体を動かすことができるよう、施設の適正な管理を行います	継続
児童センターの管理・運営	・施設の利用の促進や設備・備品の充実を図り、子ども達の心身の健全な育成を促し、運動が好きな児童を増やすため、環境の整備を行います	継続
レクリエーション施設の管理・運営	・多くの方に身近な場所で気軽に体を動かすことができるよう、施設の適正管理と利用の促進を図ります	継続

(3) 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

総合型地域スポーツクラブは、親睦・交流を深めることのできる多種目・多世代型のスポーツクラブです。

クラブの活動が地域コミュニティの再生・活性化や地域の絆づくりなどコミュニティの核となると期待されているため、必要に応じ総合型地域スポーツクラブの育成・支援

を行います。

また、総合型地域スポーツクラブの認知度を向上させて、活動を広く市民に理解される必要があります。

取組	取組内容	区分
総合型地域スポーツクラブの認知度の向上	・総合型地域スポーツクラブと連携を図り、市民スポーツフェスティバルでの発表機会や広報活動等により、認知度の向上に努めます	継続
総合型地域スポーツクラブの支援	・各関係団体と連携を図り、必要に応じて総合型地域スポーツクラブを支援します	継続
新たな総合型地域スポーツクラブの設立支援	・「坂戸市における総合型地域スポーツクラブ設立の方策」に基づき、新たなクラブの設立に対して、必要に応じた支援に努めます	継続

（４）地域の潜在的能力を活用したスポーツの推進

学校における教育活動の中では、授業や部活動としてスポーツ活動が行われており、地域においても様々なスポーツ活動が行われていることから、スポーツを通じて学校と地域スポーツの交流を図ります。

地域スポーツには、より専門的な指導を受け、能力を伸ばすといった側面や、やりたいスポーツが学校部活動にない場合の受け皿という側面もあります。また、地域の住民と世代を超えて交流を深めることにより、学校とは違う形で人間的に成長することができるばかりでなく、地域の中に子どもを見守るという機運が生まれることにより、地域の活性化にもつながります。そのため、中学校の運動部活動と総合型地域スポーツクラブ、その他の民間スポーツクラブなどの地域スポーツとの交流について検討します。

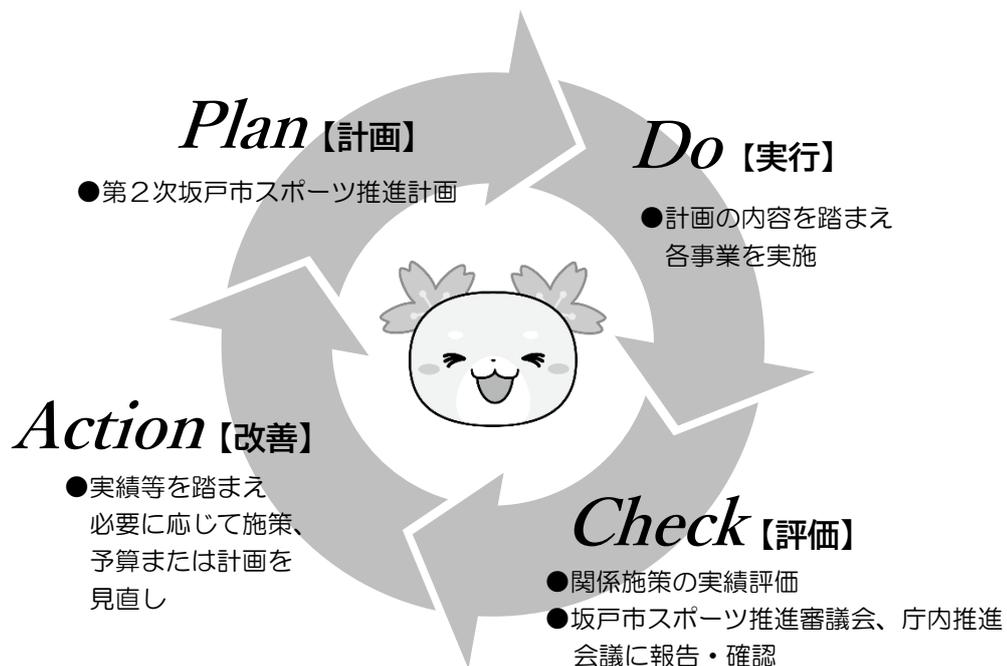
取組	取組内容	区分
中学校の運動部活動と地域スポーツの交流	・中学校の運動部活動と総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツとの交流については、一部で行われていますが、全体的にはまだ広がりが少ないことから、拡大に向け検討を進めます	継続
学校体育・スポーツ行事を通じての地域社会との交流	・各学校における運動会・体育祭などの学校体育・スポーツ行事を通じて、地域住民との交流を積極的に図ります	継続

第8章 計画の推進

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画の推進状況については、スポーツ推進審議会に諮問し、検証するとともにPDCAサイクルに基づき進行管理に努めます。また、必要に応じ関係各部署と連携を図り、庁内推進会議等において協議します。



2 関係諸団体との連携

(1) スポーツ推進委員との連携

計画に基づくスポーツ推進事業については、スポーツ基本法の趣旨に基づき委嘱した「スポーツ推進委員」と連絡・調整を図り、協力して実施します。

(2) 大学・民間施設等との連携

市内には3つの大学があり、民間のスポーツ関連施設もあります。特に、大学には、スポーツに優れた技能や専門的な知識を持った教員や学生が数多く所属しており、市民のスポーツ活動を充実させていくためには、貴重な存在であります。

このような人材・施設・ノウハウなど様々な面において大学・民間施設等と連携し、スポーツの推進に努めます。

3 保健・医療・福祉との連携

心身を健康に保ち、その増進を図るうえでスポーツはとても有効な手段です。

本市では、「住みつづけたいまち子育てしたいまちさかど」を推進する基本計画として「第3次坂戸市健康なまちづくり計画（第3次坂戸市健康増進計画・第3次坂戸市食育推進計画・第2次坂戸市歯科口腔保健推進計画）」を策定し、運動も含めた健康づくりや食育活動等を推進しています。

引き続き、保健分野やパラスポーツを含めた福祉分野とも連携を図りながら、スポーツ活動を推進していきます。



資料編

1 スポーツ基本法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

（中略）

第10条（地方スポーツ推進計画）

都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(中略)

第31条 (都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関(以下「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる。

(後略)

2 坂戸市スポーツ推進審議会条例（本文）

第1条（設置）

スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、坂戸市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条（任務）

審議会は、法第35条に規定するもののほか、坂戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 地方スポーツ推進計画（法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画をいう。）に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ施設（スポーツの設備を含む。）の整備に関すること。
- (4) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (5) 地域スポーツクラブ（法第21条に規定する地域スポーツクラブをいう。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援に関すること。
- (6) スポーツ行事の実施及び奨励に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

第3条（組織）

審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募に応じた市民

第4条（会長及び副会長）

審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

第5条（任期）

審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

第6条（会議）

審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条（庶務）

審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第8条（雑則）

この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、教育委員会が別に定める。

坂戸市スポーツ推進審議会・坂戸市スポーツ推進計画策定協議会委員

氏名	区分	選出区分
石井 昭子	委員	学識経験者 ・レクリエーションスポーツ協会会長
千葉 佳裕	委員	学識経験者 ・城西大学経営学部助教 ・城西大学陸上部監督
鞠子 佳香	副会長	学識経験者 ・女子栄養大学専任講師
横田 恒雄	会長	学識経験者 ・体育協会会長
小鮒 俊郎	委員	学識経験者 ・坂戸市スポーツ推進委員 ・海外スポーツ（ソフトボール）経験者
金井 健治	委員	学識経験者 ・中学校体育連盟会長
白鳥 優花	委員	学識経験者 ・特定非営利活動法人ウェル坂戸理事長
池田 一夫	委員	公募に応じた市民 ・前 NPO 法人鶴ヶ島市体育協会事務局長 ・元鶴ヶ島市役所職員
藤原 亮治	委員	公募に応じた市民 ・筑波大学附属坂戸高等学校教諭

3 坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議設置規程

第1条（設置）

坂戸市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の策定及び推進を図るため、坂戸市スポーツ推進計画庁内策定・推進会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

第2条（所掌事務）

庁内会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。

第3条（組織）

庁内会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、坂戸市教育委員会事務局教育部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

第4条（会長）

会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

第5条（会議）

庁内会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 庁内会議は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

第6条（庶務）

庁内会議の庶務は、坂戸市教育委員会事務局スポーツ推進課において処理する。

第7条（委任）

この規定に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日教委訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長部局	中央地域交流センター所長　こども支援課長　保育課長　市民健康センター所長　高齢者福祉課長　障害者福祉課長
教育委員会	教育総務課長　学校教育課長　スポーツ推進課長



発行：坂戸市教育委員会（令和6年3月発行）

編集：坂戸市教育委員会スポーツ推進課

〒350-0292 坂戸市千代田一丁目1番1号

☎ 049-283-1331